

基本的な 考え方

ITAKURA

第1章 板倉町の将来像		第7章 環境保全	
第1節 将来の町の姿 ……………	15	第1節 環境の保全と整備 ……………	55
第2節 将来の人口推計 ……………	16	第2節 地球温暖化対策 ……………	57
第2章 施策の大綱		第3節 風景づくり ……………	59
第1節 施策の大綱と目指す姿 ……………	17	第8章 町の基盤整備	
第3章 防災・防犯		第1節 道路網の整備と河川の管理 ……………	61
第1節 防災体制の整備 ……………	19	第2節 公共交通の整備 ……………	63
第2節 防犯対策の推進 ……………	21	第3節 公園・緑地などの維持管理 ……………	65
第4章 生活環境		第9章 産業振興	
第1節 ごみの収集・リサイクル ……………	23	第1節 農業の振興 ……………	67
第2節 安全な水の安定供給 ……………	25	第2節 商工業の振興 ……………	69
第3節 水質浄化の適正管理 （下水道・浄化槽整備事業） ……………	27	第3節 板倉ニュータウン事業の推進 （企業・商業誘致と雇用の促進） ……………	71
第4節 交通安全への取組 ……………	29	第4節 観光振興 ……………	73
第5節 消費生活に関する情報提供や 相談体制の充実 ……………	31	第10章 住民参加	
第5章 保健・医療・介護・福祉		第1節 町民ボランティア活動の促進 ……………	75
第1節 子育ての環境・支援 ……………	33	第2節 地域コミュニティ活動の充実 ……………	77
第2節 健康づくりや病気の予防 ……………	35	第3節 広聴・広報活動の充実 ……………	79
第3節 保険医療と医療環境の充実 ……………	37	第11章 情報・行財政	
第4節 高齢者の自立支援 ……………	39	第1節 職員体制の適正化 ……………	81
第5節 介護サービスの充実 ……………	41	第2節 財政の健全化 ……………	83
第6節 障害者（児）の生活支援 ……………	43	第3節 情報公開と個人情報保護 ……………	85
第6章 教育・文化・スポーツ		第4節 事務の効率化・ 行政サービスの向上 ……………	87
第1節 小中学校の教育環境の向上 ……………	45	第5節 役場新庁舎の建設 ……………	89
第2節 生涯学習と文化芸術活動の充実 ……………	47		
第3節 青少年の健全育成 ……………	49		
第4節 文化財や伝統文化の保存・継承 ……………	51		
第5節 スポーツ活動の推進 ……………	53		

第1章 板倉町の将来像

第1節 将来の町の姿

近年、台風による風水害や予測困難な突発的な局地豪雨、いわゆるゲリラ豪雨など、地球温暖化の影響による災害が多発しています。そして、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、世界最大級となるマグニチュード9.0の極めて強い地震となり、その地震に連動した大津波の発生や、福島第一原子力発電所の事故により、広範囲に飛散した放射性物質による被害は、未曾有のものとなっています。

また、行財政においては、景気低迷による税収減や地方交付税の大幅な減額などにより、各自治体が厳しい財政状況にある中、定住人口の増加や企業誘致などをめぐり、自治体間競争は今後更に激しさを増すと予想されます。本格的な地方分権時代を迎え、自治体や地域は自己決定、自己責任による競争力を求められる時代となっています。

その他、医師不足に起因する地域医療格差の問題、少子高齢化における社会保障制度崩壊の危機、増え続ける犯罪、産業の振興、再生可能エネルギーへの取り組みなど、課題は山積みです。

このような状況の中、「安全と安心」はまちづくりに取り組むうえで、非常に重要です。防災体制の整備はもとより、生活環境、福祉、教育、基盤整備に至るまでのあらゆる分野で町民が安全で安心して生活できる環境体制の整備とともに、社会経済が大きく変化する中で、企業誘致をはじめとする産業の活性化や町の財政基盤の強化などは欠かすことができません。

この第1次板倉町中期事業推進計画では、これまでの本町における総合計画の取り組みを引き継ぐとともに、社会動向や町民のニーズ、町の発展課題などを総合的に勘案し、指標である将来像を次のように定めます。

本町で暮らすすべての人が社会に揺るぎない信頼を持ち、子々孫々にわたって永くこの地域で暮らすことができるよう、人々が、共に支え合い補完しながら、共生する考え方のもと、持続ある発展と魅力あるまちづくりを進めていきます。



みんなが安心して暮らせるまち

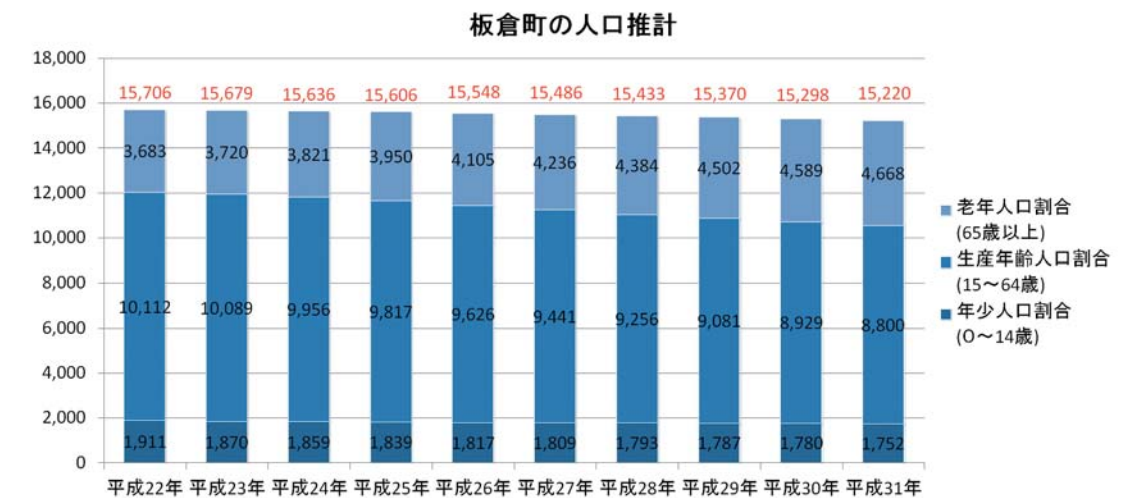
第2節 将来の人口推計

—板倉町の人口推計—

我が国の人口は、平成17年にピークに達し、既に人口減少社会を迎えています。本町の人口は、昭和60年の約16,000人をピークにその後、緩やかに減少傾向にあります。

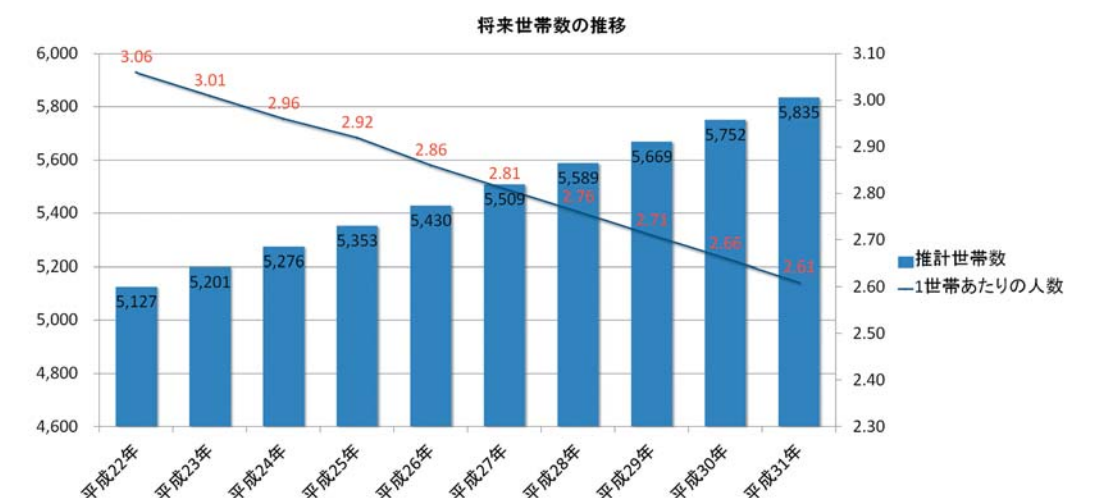
将来人口の推計は、※コーホート変化率法により算出をすると、平成27年には15,486人、平成31年には15,220人まで減少すると予想されます。本計画の最終年となる平成31年の板倉町の人口は、8年間で420人以上、減少すると考えられます。

※コーホート変化率法…各年齢層について、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法



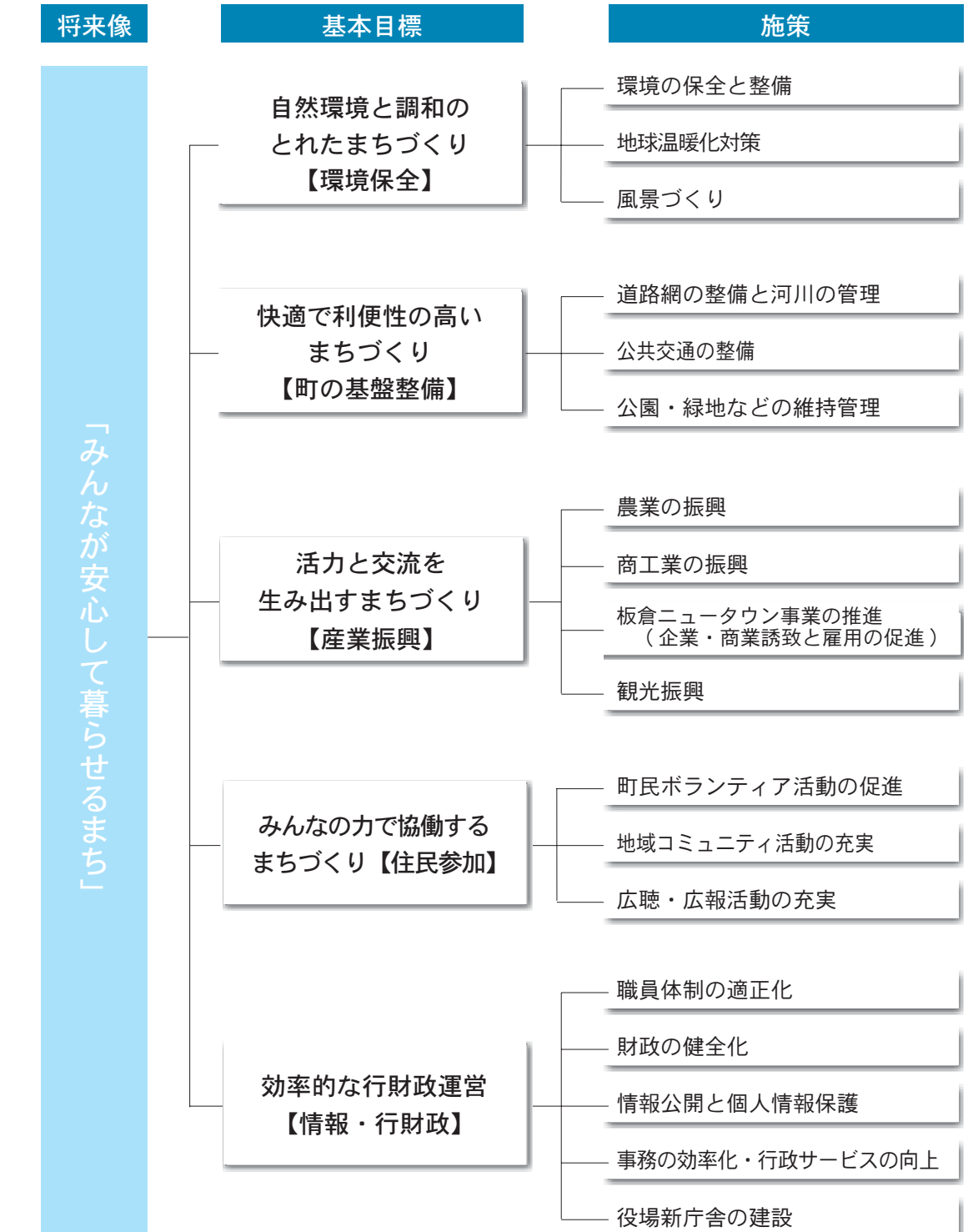
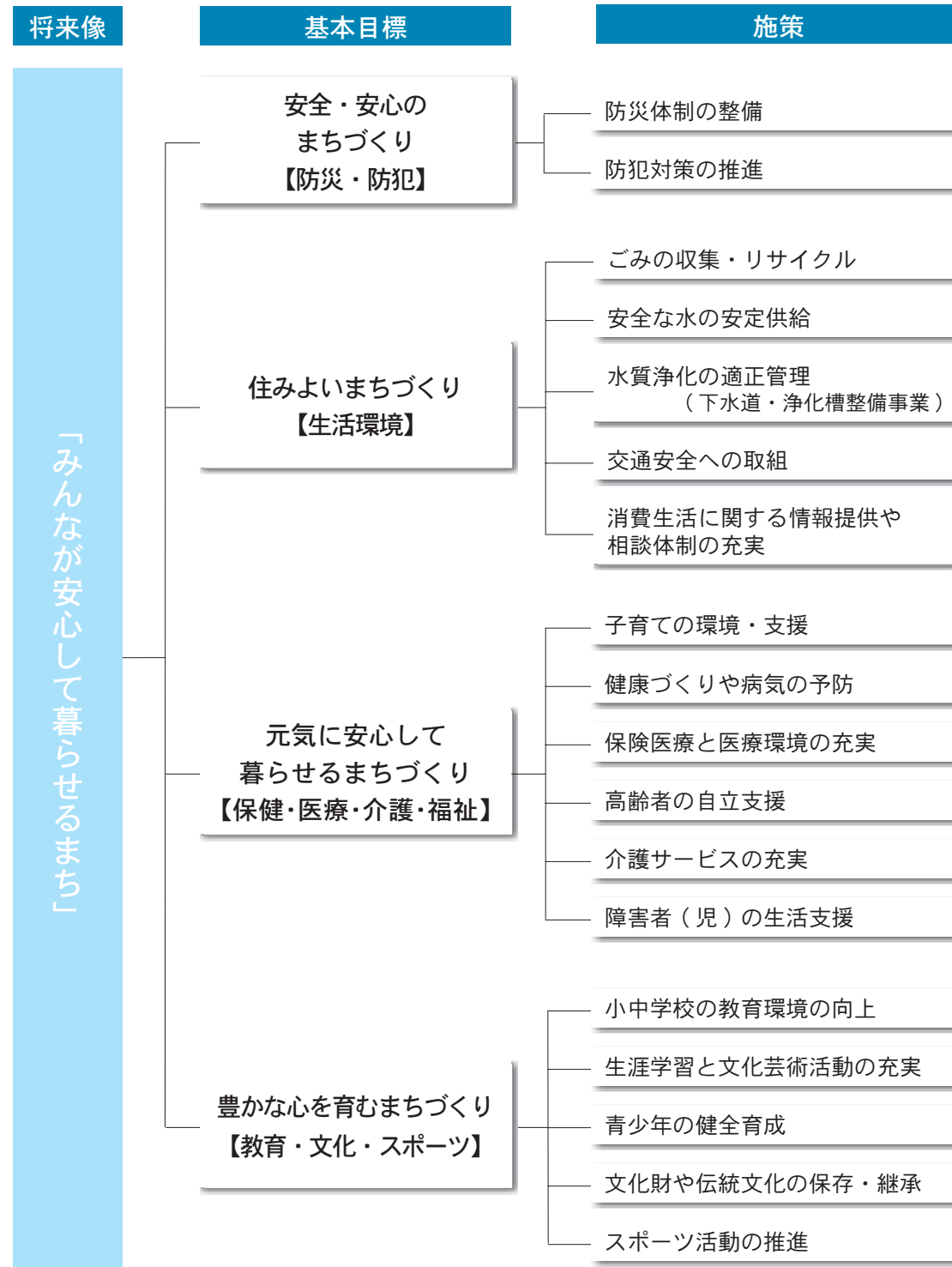
—将来世帯数—

本町の将来世帯数については、板倉ニュータウンの住宅販売や東洋大学生の転入に加え、核家族化や単身高齢者の増加などによって、今後も増加傾向にあります。平成31年には世帯数5,835世帯、平均世帯人員2.61人になると考えられます。



第2章 施策の大綱

第1節 施策の大綱と目指す姿





第3章 防災・防犯

第1節 防災体制の整備

行政の防災体制の整備とともに、町民の防災意識を高め、家庭や身近な地域を単位とした防災体制の整備に取り組みます。

ー現状と課題ー

◆災害が発生した場合には、ボランティアを含めた支援活動との連携など、総合的な防災対策が必要です。特に地域での助け合いなど、町民一人ひとりの果たす役割は大きいことから、自主防災組織や防災リーダーの育成に努めるとともに、防災訓練や避難訓練などを通じた自主的な防災体制の強化を進めることが必要です。

◆近年、各地で大規模な地震や集中豪雨など、大災害が発生しています。防災対策は、テレホンサービスや安全安心メール配信サービスなどの実施、避難所及び備蓄倉庫の整備などに努めていますが、災害時における更なる対策強化が求められています。

◆将来起こりうる大規模災害に対応するには、本町内での取り組みのほか、広域的な対応が必要です。

◆昼間の火災など、災害活動における消防団員の出勤人員が減少しています。消防団員確保のための対策が必要です。

◆東日本大震災、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震など、各地で大きな地震が頻発している中、住宅・建築物の倒壊などによる被害を軽減するため、建物の耐震化が重要です。

ー主な施策ー

◆**地域防災計画の見直し** 国の災害対策基本法に基づき、避難所の整備や見直しなどを含めた総合的な災害対策を盛り込んだ地域防災計画の見直しを行います。町民の生命財産を守るための様々な対策を実施していきます。

◆**自主防災組織の強化推進** 自分の安全は自分で守る「自助」という考え方、また、自分たちの住む地域は自分たちの力で守る「共助」という考え方をもとに、災害時の情報伝達や避難を助け合う「防災班」の確立、更に防災リーダーの育成に努めるなど、災害に強い地域づくりの促進を図ります。



◆**防災情報の伝達** 火災や地震、風水害などの災害による被害を最小限に抑えるため、防災情報収集とともに、伝達システムとして、テレホンサービス、安全安心メール、エリアメールに加え、防災行政無線などの調査・研究を行います。

◆**町民意識の向上** 防災訓練やハザードマップ、及び高齢者や障害者などに対する災害時支援マニュアルの作成など、防災知識の向上を図るとともに、災害時のボランティア活動の環境整備など、一人ひとりの防災意識の高揚と地域の防災力の向上に努めます。

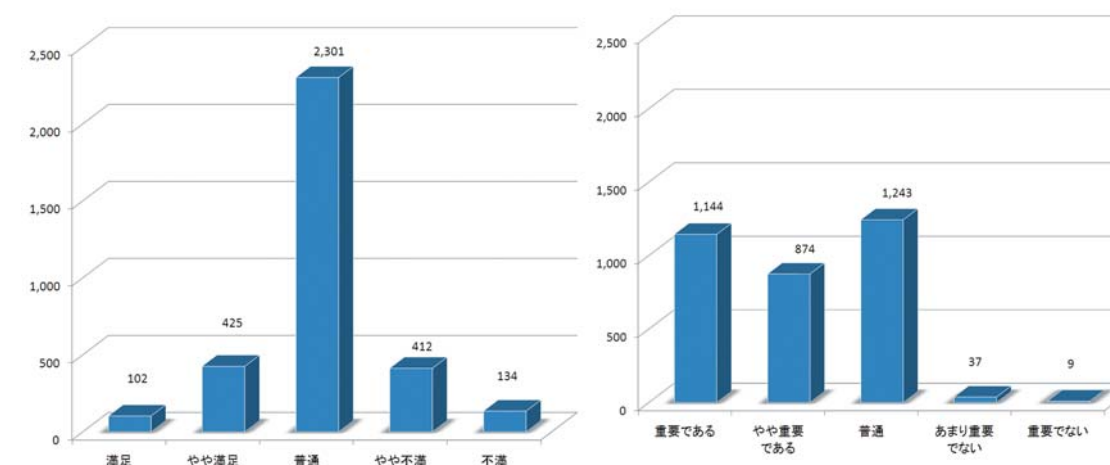
◆**広域の連携** 大規模な広域災害に対応するため、国、県などを含む防災関係機関との緊密な連携を図るとともに、自治体間における相互の災害協定締結に向けての調査・研究など、総合的な防災対策を推進します。

◆**消防団員の確保** 地域の消防・防災に重要な役割を担う消防団活動への理解を促し、団員の確保と実情に応じた消防資機材の導入と更新を図ります。

◆**建築物の耐震化** 耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準で建築された住宅に対して、耐震診断、耐震改修を推進します。

ー町民意識調査ー

「防災体制の整備」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が68.2%。また今後の重要度では、「重要である」が34.6%、「やや重要である」が26.4%となりました。



第2編 基本的な考え方



第2節 防犯対策の推進

生命・生活を守るため、家庭や地域における防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯体制を推進します。

－現状と課題－

◆本町でも、空き巣や忍び込み、車上狙いなどの犯罪が後を絶たない状況です。また、近年では振り込め詐欺や架空請求の被害も発生し、その手口も巧妙化しています。このような状況の中、町民の防犯意識は、まだまだ高いとは言えない状況であり、今後は更なる防犯意識の高揚に努める必要があります。地域で発生する様々な犯罪を未然に防ぐために、警察との連携や町民の防犯意識の高揚による抑止機能の向上が求められています。

◆幼い子どもたちを狙った犯罪が全国で多発しています。子どもを犯罪から守るために、地域全体で通学路やその周辺の安全確保に心掛け、子どもたちが安全な生活を送り、健全に成長するよう見守っていく必要があります。本町では、下校時の防犯パトロールや防犯ブザーの配布、子ども110番の家の設置など、学校、家庭、地域が連携した防犯対策に取り組んでいます。

◆計画的に防犯灯の新設を進めるとともに、老朽化した防犯灯の更新が必要です。

◆犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、防犯委員会などの組織の充実や、地域における防犯意識の高揚が必要です。

－主な施策－

◆防犯意識の高揚 多様化する犯罪に巻き込まれないよう自主防犯活動を促進し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。また、町民や行政、福祉・介護関係者の研修などを通じて防犯知識の向上、防犯意識の普及・啓発に努めます。

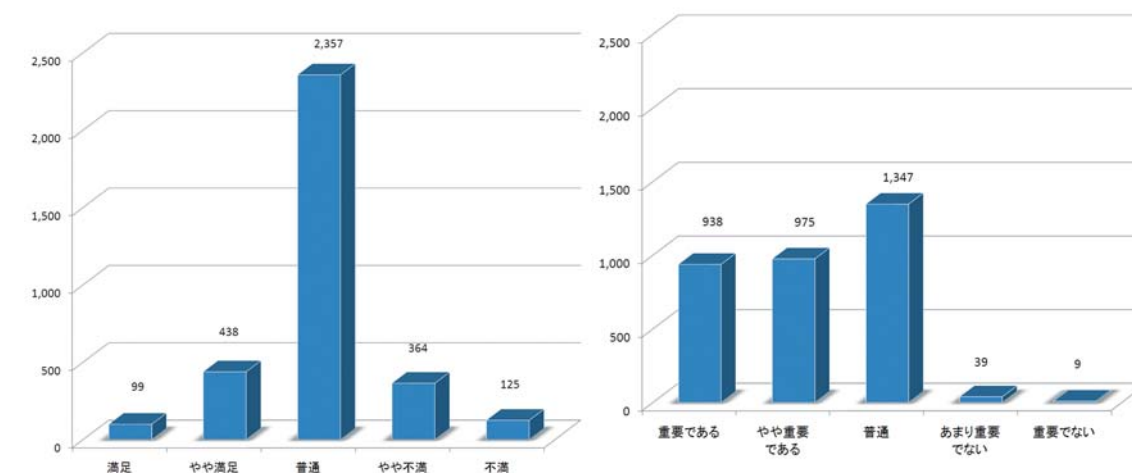
◆防犯パトロールの強化 子どもを狙った犯罪が社会問題化している今日、関係団体等と連携して、安全パトロールの強化や、万一の場合の対処法の明確化など、地域ぐるみでの安全対策を推進します。また、町内の不審者情報など、各種メールシステムを活用し、迅速な情報提供に努めます。

◆防犯施設の充実 地域の必要性に応じて、防犯施設の整備充実を図るとともに、適切な管理を推進します。夜間における町民の安全を守るため、省エネルギーの観点からLED式防犯灯の計画的な設置・更新を図ります。

◆地域ぐるみの防犯施策の実施 防犯委員会各支部や青少年健全育成推進員、少年補導員、警察など、地域が一体となり、青少年の非行や犯罪を防ぐ防犯思想の普及・啓発、及び犯罪を抑止する活動を展開します。

－町民意識調査－

「地域での防犯対策」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が69.7%と非常に高く、今後の重要度では、「重要である」が28.4%、「やや重要である」が29.5%、「普通」が40.7%となりました。



－町内犯罪件数等－（単位：件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
防犯情報数	—	—	—	12	6	10	20
侵入窃盗	68	45	35	29	47	26	30
車上ねらい	47	39	20	26	27	15	13
自動販売機ねらい	41	38	17	17	19	6	7
乗物盗難	33	21	25	40	20	22	24
その他の事件	34	56	40	41	58	67	65

資料：館林警察署



第4章 生活環境

第1節 ごみの収集・リサイクル

持続可能な循環型社会の構築に向け、地域と連携し、適正なごみ収集・処理に努めます。

－現状と課題－

◆ごみの発生抑制とリサイクルを進めることにより資源の消費を抑制し、環境への負荷を少なくする循環型社会の構築が急務となっています。このため国では、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種法律を制定し、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めています。

◆分別収集の徹底や古紙等の資源の有効活用など、リサイクル化の推進とともに、なお一層、ごみの減量化に向けた取り組みが重要です。本町では、館林市、明和町と合同のマイバッグキャンペーンを平成18年より実施しており、レジ袋の節約、ごみの減量、CO2排出量の削減に取り組んでいます。

◆本町では平成9年から稼働した資源化センターにて、生ごみは高速堆肥化施設で堆肥に、燃えるごみは固形燃料化施設で固形燃料(RDF)に変え、有効な資源として活用していますが、施設の老朽化が進んでいます。また、ビン、カン、危険物については、できる限りの資源化や再利用を図り、残った残渣は最終処分を行っています。

◆近年、環境美化への関心が高まる一方、ごみのポイ捨て、産業廃棄物や一般廃棄物などの不法投棄が見受けられ、町内の生活環境が悪化しています。

－主な施策－

◆啓発活動 地球規模の環境問題が深刻化する中で、持続可能な循環型社会を構築するため、行政区などと連携して、ごみの減量化や資源の有効活用に努めるとともに、ごみ3R(発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル))の推進に向け

た啓発活動を推進します。

◆ごみ発生抑制の促進 製品の長期間の使用や※リターナブル容器の利用、再生品の使用など、町民意識の普及・啓発に努め、ごみの発生抑制を促進します。使い捨て商品の使用自粛、簡易包装やノー包装などの取り組みを進め、ごみの排出抑制を促進します。

※リターナブル容器…中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器

◆資源ごみ回収の推進 町内の団体が実施する集団回収活動を支援し、その活動の充実を図ります。また、団体に対するリサイクル学習会を開催するなど、町民のリサイクル意識の啓発に努めます。

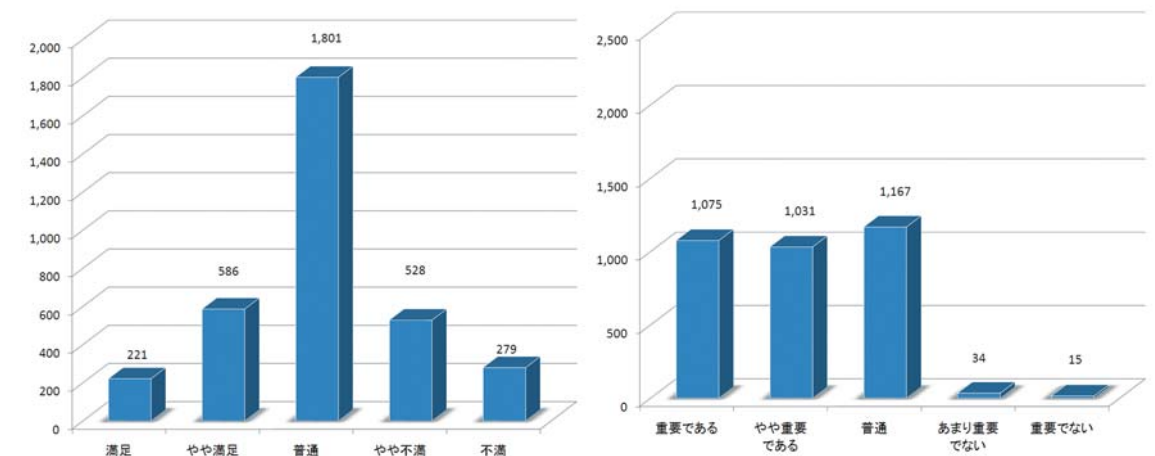
◆広域ごみ処理に向けて 板倉町、館林市、明和町の1市2町による広域ごみ処理の平成29年開始を目指し計画的に取り組めます。館林市に可燃ごみ処理施設、明和町に最終処分施設、板倉町にはリサイクル(不燃性の処理)施設を建設します。事業の開始に向け、施設整備のほか、ごみの分別方法、ごみ袋、効率的なごみ収集運搬の体制整備、ごみステーションのあり方などについて、調査・研究をしていきます。

◆資源化センター改修事業 1市2町による広域ごみ処理が始まるまでの間、資源化センターの各機械類については、必要最低限の改修や修繕を実施していきます。

◆廃棄物などの不法投棄の防止 不法投棄をさせない環境づくりを進めるため、県、警察、地域住民及び民間との連携を密にし、廃棄物などの不法投棄の防止を推進します。

－町民意識調査－

「ごみの収集・リサイクル」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が52.7%。今後の重要度においては、「重要」が32.4%、「やや重要」が31.0%、「普通」が35.1%となりました。





第2節 安全な水の安定供給

老朽化した施設・管路の更新、計画的な災害対策など、町民へ安全でおいしい水を提供します。

－現状と課題－

◆急激に進む少子高齢化や景気の低迷など、社会経済情勢は大きく変化し、水需要は年々減少している中で、世界規模での環境問題が顕在化するなど、水環境を取り巻く情勢は大きく変化しています。今後も引き続き水を安定的に供給するため、水源である井戸の保全や老朽管である石綿セメント管の更新、老朽化が進む浄水場施設の再構築が必要です。

◆本町の浄水・配水施設は、5施設あり、能力は13,630 m³/日です。これらは、そのほとんどが高度成長期に整備された施設であり、一斉に更新時期を迎えています。老朽化した水道施設の計画的な改修・改良、整備、維持管理が必要です。また、東日本大震災や阪神淡路大震災を教訓として、災害、事故などの発生に備え、水道施設の耐震化を図り、水道システム全体としての安全性を高める必要があります。

◆福島第一原子力発電所の事故による水道水への放射性物質の影響など、更なる安全性の確保が求められています。

◆町民からのニーズも高度・多様化する中、常時、非常時を問わず、引き続き安全でおいしい水を安定的に供給することが重要です。赤水の発生や断水がなく、災害に強い水道施設など、高水準な供給体制の構築が求められています。

－主な施策－

◆おいしい水の安定供給 安全でおいしい水の安定供給のため、浄水・配水施設の改良更新を計画的に進め、災害や事故などの発生時においても、可能な限り町民の生活に支障を

及ぼさないよう、水道施設の耐震化を図ります。

◆啓発活動 毎年6月1日～6月7日の水道週間には、広報紙や町ホームページなどにより、町民に対し、水資源の大切さや節水意識の啓発を図ります。

◆老朽管の更新事業 現在、町内には水道配水管が約156,000 m布設されています。このうち、老朽化した石綿セメント管約21,000 m (13.8%) について計画的な更新を実施します。

◆水資源の保全 既存井戸が長期間使えるよう、適切な取水管理を行うなど、水源の保全を推進します。

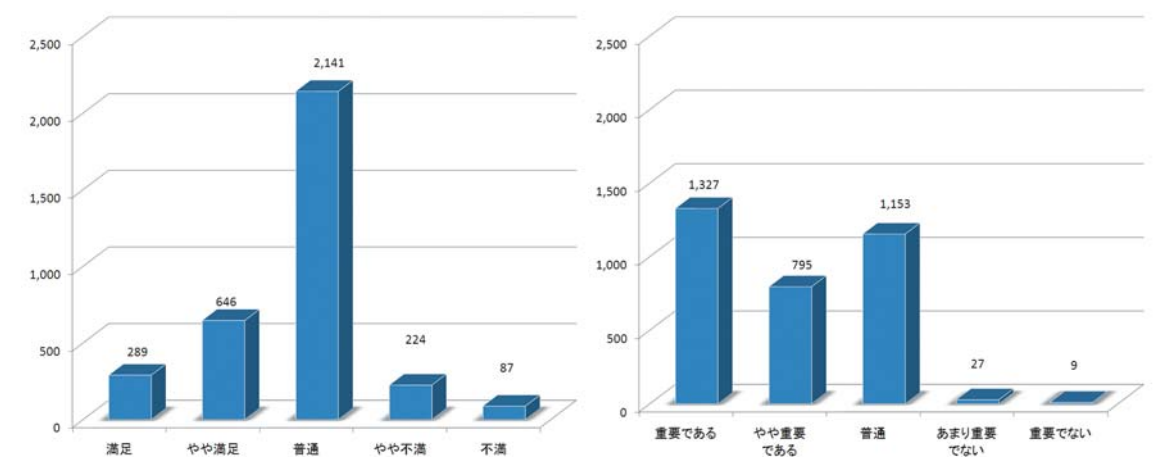
◆水道安全対策事業 塩素滅菌や有害物質の混入防止などの安全対策を図るとともに、町内の水道水に含まれる放射性物質の検査を安全性が確保できるまで継続して実施していきます。町民へ安全でおいしい水を提供していきけるよう、努めます。

◆近隣市町との連携強化 ライフラインである上水道の災害時などにおける迅速な復旧を行うため、近隣市町との連携強化を図ります。

◆事業運営の安定化 長期的な視点に立った財政計画のもと、適正な料金賦課を実施し、安定的に水道水を供給できるよう、水道事業の効率化に取り組みます。また、より一層の事業の安定化を図るため、東毛地域での広域化について研究を進めていきます。

－町民意識調査－

「安全な水の安定供給」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は63.2%。今後の重要度では「重要」が40.1%、「やや重要」が24.0%、「普通」が34.8%となりました。



第2編 基本的な考え方



第3節 水質浄化の適正管理 (下水道・浄化槽整備事業)

水質浄化センターの効率的な運転、及び浄化槽整備区域への合併処理浄化槽の普及・啓発に努めます。

ー現状と課題ー

◆公共下水道事業は、公衆衛生の向上のため平成6年度に板倉ニュータウン区域を対象として事業認可を受け、平成7年度から幹線管渠及び水質浄化センター建設に着手し、平成10年3月より板倉ニュータウンの一部において供用を開始しました。長引く景気低迷の影響により、板倉ニュータウンの分譲も遅れていることから、公共下水道利用者数が伸びず、事業費に要する費用回収が進んでいない状況です。また、今後必要とされる設備機器の更新に向け、計画的な対応が必要です。

◆公共下水道整備区域（板倉ニュータウン地区）以外は浄化槽整備区域として、合併処理浄化槽の設置を推進しています。しかしながら、浄化槽整備区域内には、単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用している世帯が混在しており、生活雑排水が未処理のまま河川などに放流され、水質汚濁の要因となっています。今後も周辺の水環境や下流域への悪影響が心配されることから、現在の補助制度を継続し、合併処理浄化槽への切り替えを促進することが必要です。

ー主な施策ー

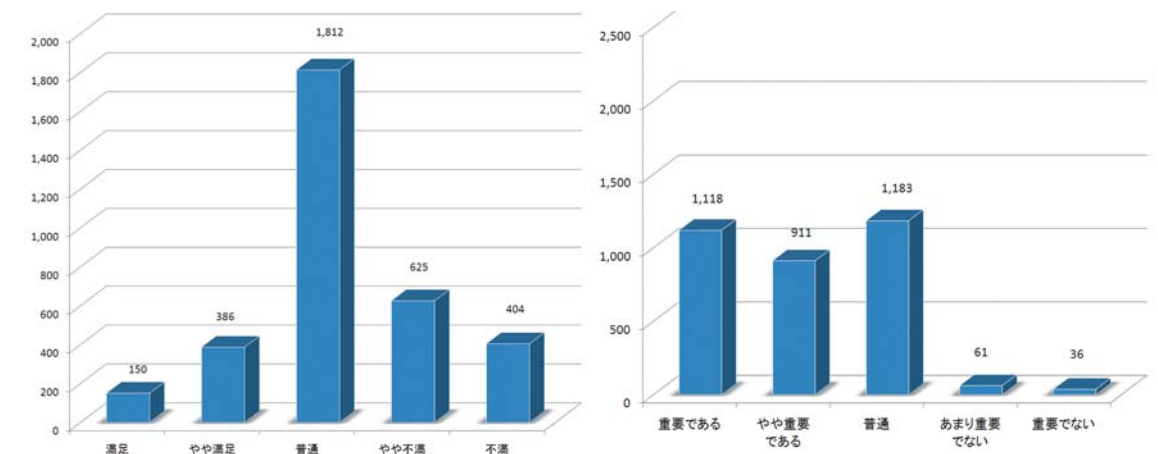
◆水質浄化センターの運転及び維持管理 水質浄化センターは、板倉ニュータウン内の各家庭や産業地区から排出される汚水を下水管を通し、一箇所に集め、センター内の処理施設で浄化します。浄化した処理水は、法律で定められた水質検査を実施し、安全を確認したうえで、板倉川に放流しています。また、浄化の過程で発生した汚泥は建設資材の原料

などにリサイクルします。このような水処理の工程を今まで以上に効率的に実施するとともに、適正な維持管理を行い、経費の節減に努めます。

◆浄化槽の普及促進と適正管理 衛生的な生活環境を目指して、トイレや台所などの排水を敷地内で処理するための合併処理浄化槽の普及・促進を図ります。浄化槽整備事業費補助金制度を継続して浄化槽の設置及び転換撤去費用の一部を助成し、事業を推進するとともに、浄化槽の適正な使用、適切な維持管理の指導・啓発に努めます。

ー町民意識調査ー

「水質浄化の適正管理」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は53.7%。今後の重要度では「重要」が33.8%、「やや重要」が27.5%、「普通」が35.8%となりました。



ー区域内汚水処理人口ー

年度	公共下水道 処理人口(人)	合併処理浄化槽 処理人口(人)	単独処理浄化槽 処理人口(人)	くみ取り槽 処理人口(人)
平成19年度	1,873	8,076	5,156	1,195
平成20年度	2,035	7,828	4,926	1,051
平成21年度	2,125	7,873	4,714	1,001
平成22年度	2,254	8,387	4,542	963

ー水質浄化センターの概要ー

- 1) 施設面積 2.1ha
- 2) 水処理方式 標準活性汚泥法（微生物の働きにより汚水を浄化する方法）
- 3) 処理場施設能力 2,350 m³/日（2,350 m³×1池）
- 4) 1日あたりの平均汚水流入量 599 m³/日
- 5) 保有施設 ①水処理棟 ②汚泥処理棟 ③管理棟

第2編 基本的な考え方



第4節 交通安全への取組

安全で人に優しい交通環境の整備、及び交通安全意識の啓発により、交通事故を未然に防ぎ、安全・安心なまちづくりを目指します。

－現状と課題－

◆本町では、交通安全意識の高揚を図るため、町内の保育園、小中学校、高齢者に対し定期的に交通安全教室を開催しているほか、ドライバーに対しても交通安全意識の啓発をするため、様々な交通安全運動を実施し、交通事故の防止に努めています。町民一人ひとりはもちろん、交通弱者である子どもや高齢者などを交通事故から守るため、今後も交通安全意識の高揚を図るとともに、計画的な交通安全施設の整備が必要です。

◆交通事故件数の減少には、交通安全意識の啓発のほか、交通安全施設の更なる充実が求められています。

◆交通安全関係団体の育成・強化や各種関係団体との連携など、交通事故防止には、地域ぐるみでの交通安全運動の展開が必要です。

◆高齢化社会の進行など、交通環境を取りまく現状は依然として厳しいものがあり、これらに対する施策の充実が求められています。

－主な施策－

◆交通安全意識の高揚 幼児、若者、高齢者などを対象に参加・体験型教育を実施するなど、学校や職場、地域など様々な場での交通安全教育と広報の推進を図ります。また、四季の全国交通安全運動等を中心に、交通安全団体などと連携を図りながら、町民総ぐるみで交通安全運動を推進します。

◆交通安全施設の整備 カーブミラーや注意看板など、各種交通安全施設の整備を促進し

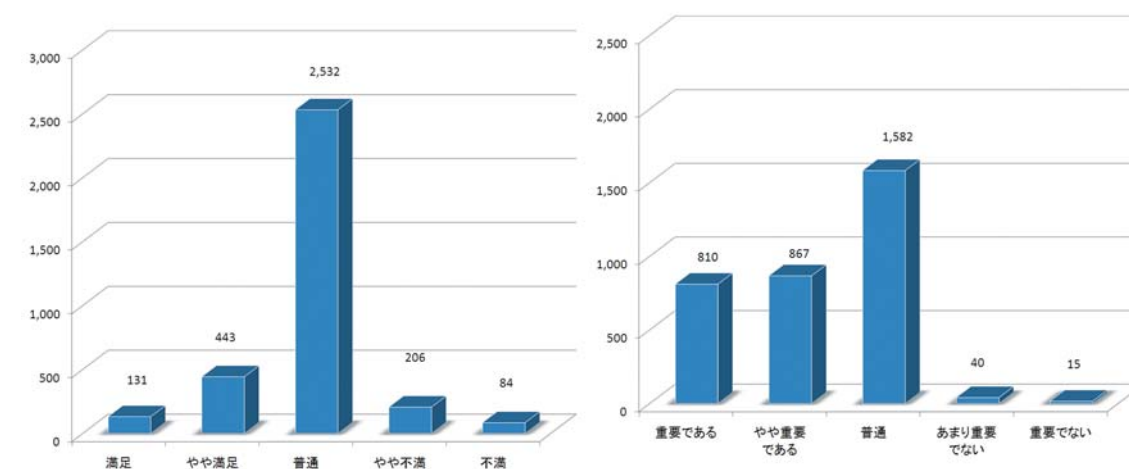
ます。また、生活圏内の安全対策の強化や夜間の交通事故を防止するため、照明灯の管理を行います。道路利用者の安全性を向上させるとともに、交通事故を未然に防ぎ、安全で人に優しい交通環境の整備を推進します。

◆交通安全団体の育成 交通指導員や警察機関及び交通安全推進機関などと緊密な連携を図り、交通の安全指導を継続して行います。また、交通安全協会や一般町民で組織する交通団体に対し支援を行います。各種団体の活動をとおりて交通事故を未然に防ぎ、安全・安心なまちづくりを推進します。

◆交通安全対策の促進 館林警察署との連携により、車両の進入禁止、一方通行、一時停止など、地域の実情に応じた効果的な安全対策を講じます。すべての町民が交通安全の意識を持ち、運転マナーや交通ルールを遵守する施策を推進します。

－町民意識調査－

「交通安全への取り組み」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が74.6%。今後の重要度では、「重要」が24.4%、「やや重要」が26.2%、「普通」が47.7%となりました。



－町内の交通事故発生状況－

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人身事故(件)	67	73	61	51	57	49	56
物損事故(件)	181	175	152	158	156	169	172
事故死者数(人)	1	1	0	3	1	1	4

資料：館林警察署

第2編 基本的な考え方



第5節 消費生活に関する情報提供や相談体制の充実

消費者意識の啓発、及び相談体制の充実を図り、安心な消費生活の確保に努めます。

ー現状と課題ー

◆商品やサービスが多様化する一方、販売競争の激化に伴う不当表示や悪質商法が横行し、インターネットショッピングなど、契約形態の変化によるトラブルも多くなっています。

このような中、消費者の救済措置として「製造物責任法（PL法）」や「消費者契約法」が制定されたほか、平成16年には、消費者の利益を尊重するとともに、消費者自身が消費者問題への知識と理解を深め自立できるよう、行政として支援することなどを定めた「消費者基本法」が施行されました。

◆商品の安全性の問題や多様化する消費者トラブルなど、消費者を取り巻く環境は著しく変化しています。町民、特に情報の乏しい高齢者等を、振り込め詐欺や悪質商法による消費者被害から守るなど、安全な消費生活の確保への対応が求められています。

◆消費生活センターが受ける相談件数は、年々増加しています。消費者トラブルの相談内容も悪質で複雑になっているため、相談体制を充実するとともに、町民がトラブルに巻き込まれないための正しい知識の普及が必要です。

◆消費者の権利や利益を守り、安心な生活を確保するために、国及び県などの消費生活関係機関と連携し、時代に即応した適切な消費者相談や苦情処理体制の充実、更に消費者団体組織の育成が必要です。

ー主な施策ー

◆消費者意識の啓発 日常の消費生活情報のほか、生活設計のあり方、危険・危害情報な

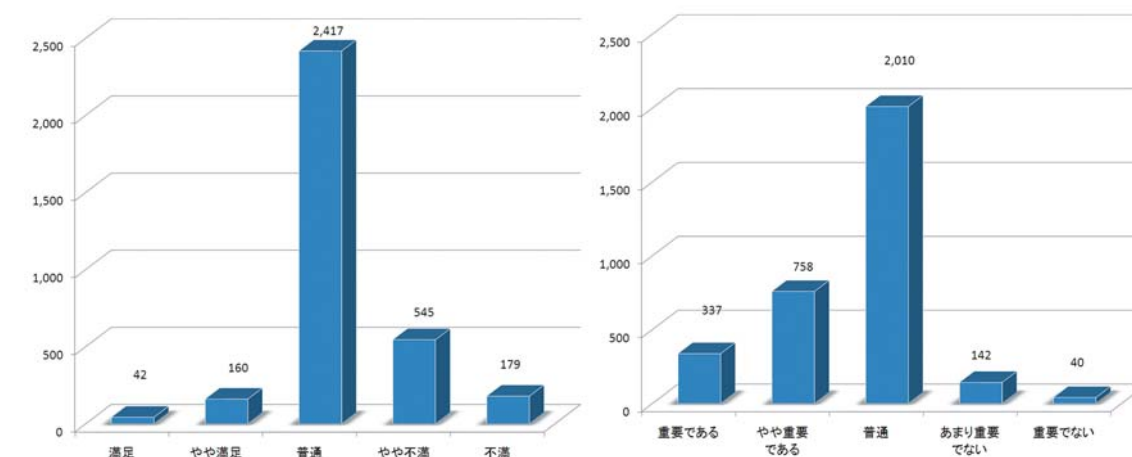
ど、様々な消費生活に関する情報を積極的に収集・分析する一方、消費者月間などの機会には、広報紙やホームページなど様々な方法により、消費者にわかりやすい情報を提供し、消費生活についての意識啓発を図ります。また、各種消費生活講座の開催など、必要な知識を身に付けられる機会の提供に努めます。

◆消費者保護の体制づくり 平成23年4月に開設された板倉町消費生活センターを活用し、消費生活に関する正しい知識の普及を進めるとともに、消費者からの相談に対し、的確な助言を行い、問題の早期解決を図ります。また、国及び県消費生活センターなど、関係機関との連携により、最新の消費生活相談の事例や対応方法の把握に努めます。

◆消費者被害の未然防止 事業者による不適正な取引行為に起因する消費者被害について、迅速かつ的確な情報提供を行います。また、行政区や民生児童委員などの各種団体と連携し、高齢者を狙った悪質商法などの不適正な取引行為による消費者被害の未然防止や拡大防止に努めます。

ー町民意識調査ー

「消費生活に関する情報提供や相談体制」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が72.3%。今後の重要度では「普通」と回答された割合が61.1%となりました。



ー板倉町消費生活センターー

相談・問合先 直通 TEL 0276-82-7830

代表 TEL 0276-82-1111(内線 237)

相談受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日と年末年始は休み

※土日のご相談は群馬県消費生活センター（TEL 027-223-3001）へ

相談は無料です。秘密は厳守します。



第5章 保健・医療・介護・福祉 第1節 子育ての環境・支援

だれもが安心して子どもを育てることができる社会環境の整備に努めます。

ー現状と課題ー

- ◆全国的な少子化の進行は、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすだけでなく、町の活力低下など、様々な影響をもたらします。だれもが安心して子どもを育てることができる環境の確保が求められています。
- ◆町内には町立保育園が2箇所、民間保育園が1箇所あり、多様化する保育ニーズを反映して0歳～5歳児までの保育を行っています。また、平成23年度には、旧西保育園の空き施設を利用した町立児童館をオープンしました。
- ◆保育サービスをはじめ、乳幼児医療の助成、子どものための手当や児童扶養手当の支給、母子保健事業など、多様な子育て支援に取り組んでいます。
- ◆昭和45年に建設された板倉保育園と北保育園は、建設から40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

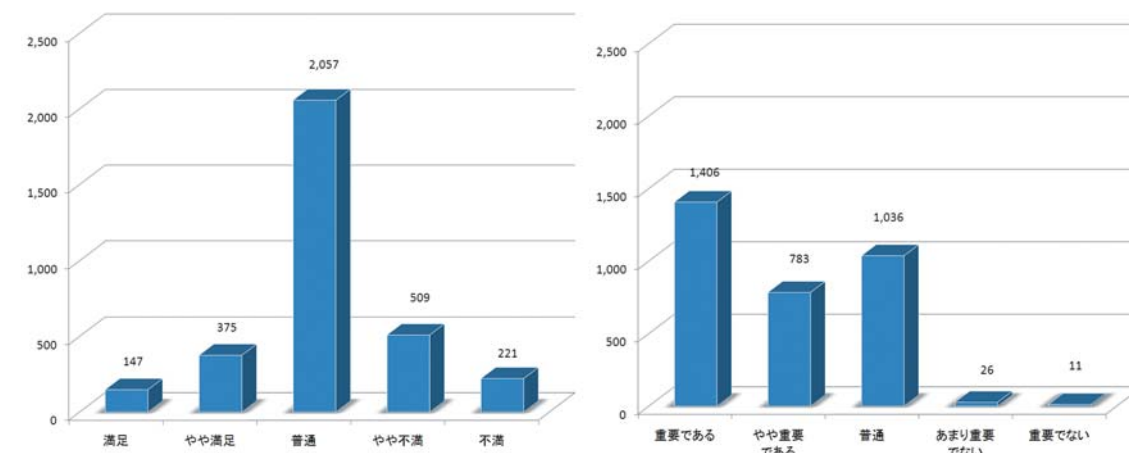
ー主な施策ー

- ◆子育て支援サービスの充実 保護者の多様化する保育ニーズに対応できるよう、町立保育園、児童館の充実を図るとともに、民間保育園、学童クラブなどへの支援を実施していきます。また、子どもの遊び場などの施設面の安全管理に努めるなど、保護者が安心して、仕事と子育ての両立ができる環境づくりに取り組みます。
- ◆支援ネットワークの促進 子育て中の親同士の仲間づくりや異世代交流も含めた子育て支援グループ等のネットワークづくりを推進します。

- ◆経済的負担の軽減 子育て家庭の経済的負担を軽減するための、子ども手当や母子父子家庭児童入進学等支度金事業などの周知を徹底し、安心して子どもを育てられる子育て支援の充実に努めます。
- ◆児童虐待の防止 児童虐待を早期に発見し適切な支援を行うため、民生児童委員や地域の児童相談所など、関係機関との連携を強化し児童虐待防止に努めます。
- ◆保育園の統廃合等 老朽化が進む板倉保育園と北保育園については、園の統廃合や民営化を視野に入れた多方面からの調査・研究を実施します。

ー町民意識調査ー

「子育ての環境・支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は62.2%、「やや不満」が15.4%となり、今後の重要度では、「重要である」が43.1%、「やや重要である」が24.0%となりました。



ー町内保育園の概況ー

名称	区分	所在地	定員	対象児
板倉保育園		岩田 991	90人	0歳児以上
北保育園		西岡 331	90人	0歳児以上
そらいろ保育園		朝日野 3丁目	100人	0歳児以上
合計			280人	

ー町内学童クラブの概要ー

名称	所在地	対象区域	定員
ひまわり学童クラブ	海老瀬 7444 (幼稚園内)	東小学校区	30人
まきば学童クラブ	初谷 1344 (幼稚園内)	東・西・南小学校区	20人
みつばち学童クラブ	岩田 1287	西小学校区	38人
そらいろクラブ	朝日野 3丁目 7-1 (保育園内)	東・南小学校区	40人
北保育園学童クラブ	西岡 331 (保育園内)	北小学校区	10人

第2編 基本的な考え方



第2節 健康づくりや病気の予防

町民が心身ともに健康で、生涯、健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

ー現状と課題ー

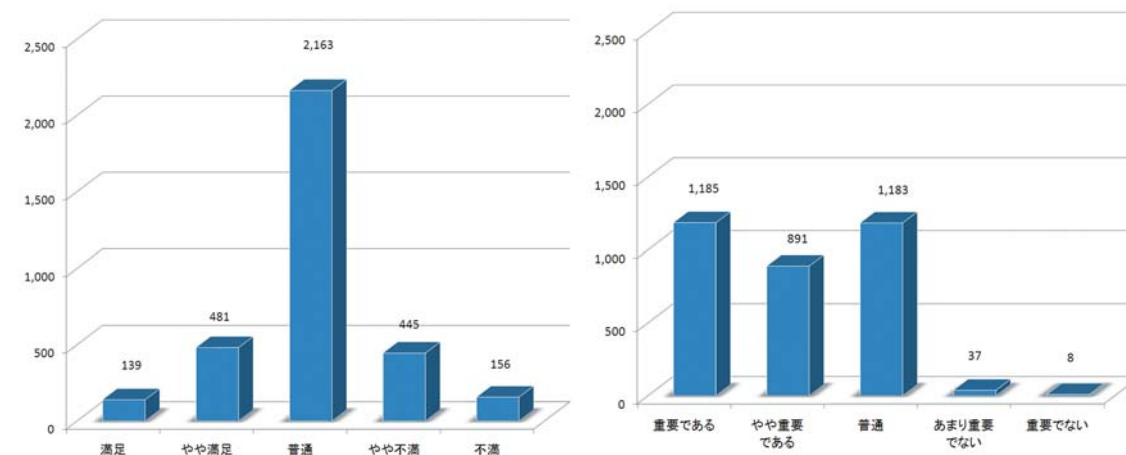
- ◆わが国の平均寿命は、医学の進歩や生活水準の向上により急速に伸びてきましたが、その反面、運動不足や食生活の変化などによる生活習慣病が増加し、特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策が急務となっています。
- ◆住民の健康管理を図るため、住民健診やがん検診など、各種検診を実施していますが、受診率が伸び悩んでいます。
- ◆健康は自分自身の管理によって維持・増進することが基本となります。仲間同士や地域で健康づくりに取り組めるよう、支援することが必要です。
- ◆社会環境が年々変化する中、感染症の種類も多くなっています。感染症の予防や各種予防接種など、衛生思想の普及が大変重要です。
- ◆妊婦の安全・安心な出産のための支援や、乳幼児の健やかな成長のための充実した保健指導が求められています。また、妊娠を望みながら不妊症に悩む夫婦は10組に1組と言われ、その治療費も大きな負担となっています。
- ◆社会情勢の変化や複雑さが精神的ストレスの要因となり、こころの病を引き起こすことにもなります。こころの病を苦しむ自ら死を選ぶこともあります。また、身体的疾病や生活環境により死を選ぶケースも増え、年間自殺者は3万人を超えています。自殺はこれまで、個人の問題としてのみ考えられがちでしたが、すべての国民に関わる問題として、社会全体で取り組むべき課題です。

ー主な施策ー

- ◆健康づくりの啓発 自主的な健康づくりを推進するため、パンフレットや広報紙、ホームページ等を活用した広報活動に加え、健康づくり講座や教室の開催など、多様な方法により健康づくりに関する啓発を推進し、生活習慣病の予防に努めます。
- ◆生活習慣病の予防 運動習慣の定着や食生活の改善などを図るため、保健師と医療機関が連携し、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防と早期発見に努めます。
- ◆各種健診事業の充実 医療機関と連携を図り、住民健診や各種がん検診などの重要性を啓発していくなど、各種健診事業を積極的に推進します。また、健康診査受診後には、健康教室を開催するなど、健診後の事後指導の充実も図ります。
- ◆生活習慣の確立 生涯における健康の基礎づくりとなる生活習慣を乳幼児期から確立するため、家族や親子を対象とした食育などに積極的に取り組みます。また、食生活改善推進員との連携を図り、健康づくりの基本となる食生活改善や食育に関する知識を普及するとともに、個人の状況に応じた生活習慣の改善指導や食生活グループの育成に努めます。
- ◆感染症対策 新型インフルエンザなどの感染防止資材などを購入し、迅速な対応ができるよう、整備を図ります。また、予防接種法に基づく定期予防接種の実施のほか、医療機関との連携を密にして、個別接種方式による実施も推進します。
- ◆母子保健体制の整備 保健師による家庭訪問事業では、生活習慣病などの保健指導のほか、育児に対する不安や悩みの相談にも応じます。また、不妊治療を行っている夫婦に対し治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ◆相談業務の充実 こころの病や認知症などで問題を抱えている家族や本人に対し、精神科医師による相談会を開催します。また、地域の身近な相談相手となっている民生児童委員や介護保険事業者を対象とした、研修会の実施など、相談業務への取り組みを推進します。

ー町民意識調査ー

「健康づくりや病気の予防」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が63.9%。今後の重要度では、「重要」35.9%、「やや重要」27.0%となりました。





第3節 保険医療と医療環境の充実

すべての町民が安心して適正な医療を受けられるよう、地域医療体制の充実に努めます。

－現状と課題－

◆小児科や産婦人科をはじめとする医師の確保が難しくなるなど、医療環境が厳しさを増す中、地域医療を支える医療体制を将来にわたり確保することが求められています。町内には内科診療所6か所と歯科診療所6か所の医療機関がありますが、総合診療や入院などは、町外の医療機関に依存しています。

◆かかりつけ医による在宅医療体制の整備とともに、救急医療体制の充実や高度専門医療を担う病院との連携強化が求められています。

◆国民健康保険は、地域医療の確保と住民の健康保持に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしています。しかし、高齢化の進展や高度医療化による医療費の増加、近年の景気低迷の影響による被保険者の所得水準の低下などの問題により、国民健康保険の運営は大変厳しい状況が続いています。医療費の適正化に向けて診療報酬明細書の点検や保険税収納率の向上に努めるとともに、健康づくりの意識の高揚を図ることが必要です。

－主な施策－

◆館林厚生病院の整備 町民が安心して医療サービスを受けられるよう、地域の拠点病院として「館林厚生病院」を整備します（平成26年業務開始）。施設耐震化整備とあわせ、新たに改築される建物と既存施設との融合を図り、機能性と効率性を向上させた合理的な病院とします。

また、地域医療の提供体制を維持・確保するため、医療事務組合の構成市町、病院及び医師会など関係機関との連携により医師不足解消に向けた取り組みを推進します。

◆救急医療初期体制の強化 初期の救急医療が適切に受けられるよう、関係機関との連携強化に努めます。

◆夜間・休日診療体制の充実 夜間や休日における医療を安心して受けられるよう、医師会や関係機関と連携し、診療体制の充実を図ります。

◆かかりつけ医の普及 館林邑楽医師会と連携し、かかりつけ医づくりを推進します。かかりつけ医による診療の促進を図ることにより、多重診療を抑制するなど、適正化対策を推進します。

◆国民健康保険制度の安定 被保険者資格や診療報酬明細書の厳正な点検など、医療費の効率的な支出に努めるとともに、国保税滞納防止対策等を実施し、※法定外繰入金の減額を図るなど、保険財政の健全化に努めます。また、被保険者の健康を増進するため、保健センターと連携し、保健事業活動を積極的に推進します。

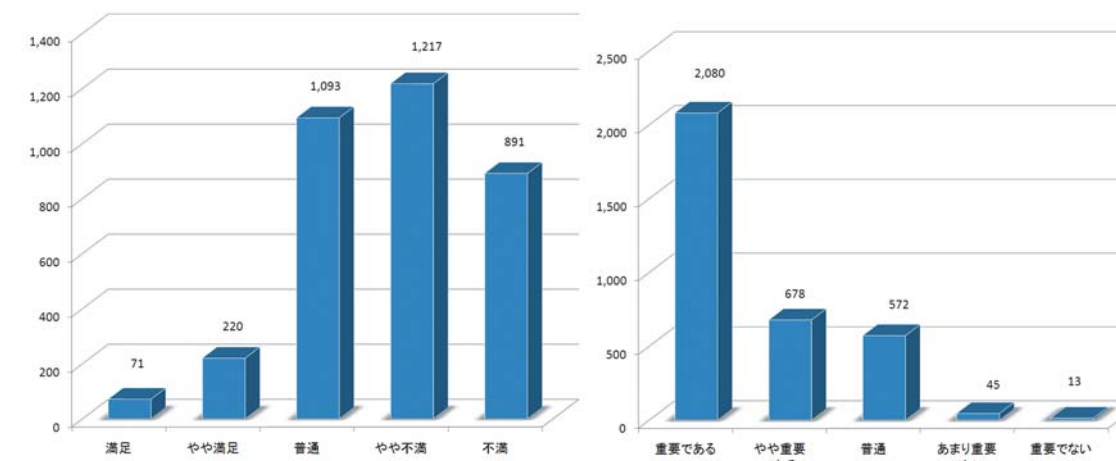
※法定外繰入…一般会計から国保会計への繰入金のうち、基盤安定、職員給与、財政安定、出産育児などの「法定繰入」に対し、その他、赤字を補てんするため、一般会計から繰り入れることを「法定外繰入」と呼んでいます。



↑ 館林厚生病院本棟完成図

－町民意識調査－

「病院等の医療環境」に対する町民意識調査では、現在の満足度「やや不満」と回答された割合が34.9%、「不満」が25.5%と高く、「普通」と回答された割合は31.3%となりました。また、今後の重要度では、「重要である」の回答割合が61.4%、「やや重要」は20.0%、「あまり重要でない」1.3%、「重要でない」0.4%となりました。



第2編 基本的な考え方



第4節 高齢者の自立支援

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、地域全体での支援体制の整備に努めます。

－現状と課題－

- ◆平均寿命の延伸等により、我が国の高齢化率は23.0%（平成22年「国勢調査」）に達しており、更に今後は団塊の世代が高齢期を迎えるなど、本格的な高齢社会に突入していきとされています。本町の高齢化率は23.5%と全国水準を上回っており、今後も高齢者数の増加とともに要介護認定者数も増加していくことが予想されます。併せて、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加も見込まれます。
- ◆高齢者の人権が尊重され、地域の中で生きがいを持って、健康でいきいきと生活できるまちを目指し、医療、地域、ボランティア、社会福祉協議会、行政などの関係機関が連携し、人と人が支え合い、心やすらぐ健康長寿のまちづくりを進めていくことが必要です。
- ◆高齢者の多くは、住み慣れた地域社会で暮らし続けることを望んでいます。そのため、地域での見守り体制や生活支援体制の整備が大変重要です。

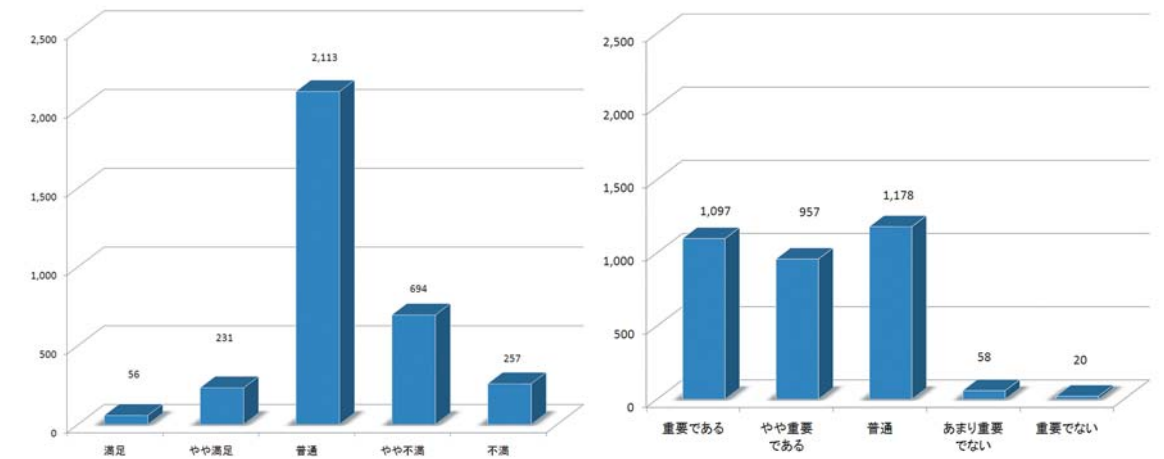
－主な施策－

- ◆地域ネットワークの構築 町内の各関係機関がそれぞれの役割を確認し、町内に住む高齢者の個々に関する情報を持ち寄り、それぞれの支援に結びつけるための検討を行う場を設けるなど、地域ネットワークの構築を推進します。また、民間による社会福祉活動の支援も継続して行っていきます。
- ◆支援体制の充実 適切な介護相談や各種サービスが受けられるよう、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの推進を図ります。

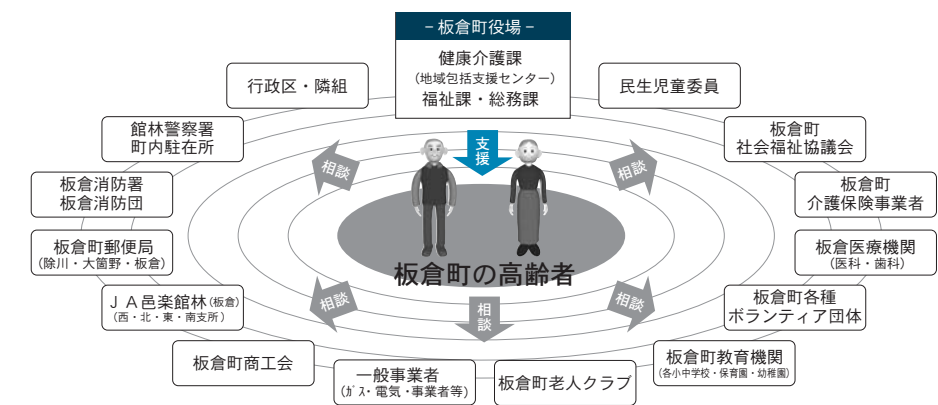
- ◆生きがいの推進 高齢者の生きがいと社会参画を促進するため、各種生きがい対策事業を実施するとともに、老人クラブ活動など、高齢者の自主的な活動を支援します。
- ◆シルバー人材センターの充実 高齢者の生きがい対策に大きな役割を果たしているシルバー人材センターの充実を図ります。
- ◆ひとり暮らし高齢者の支援 民生児童委員や訪問調査員による、見守り・安否確認などの実施や緊急通報システムの整備など、ひとり暮らし高齢者等の生活支援の充実を図ります。また、判断能力が不十分な人に対する安全な資産管理などについて、成年後見人制度の利用の啓発に努めます。

－町民意識調査－

「高齢者の自立支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が63%。今後の重要度では、「普通」が35.6%の結果となりました。



－板倉町安全安心ネットワークの将来像－





第5節 介護サービスの充実

適正な介護サービスを提供し、高齢者への支援とともに、介護をしている家族の負担軽減を図ります。

－現状と課題－

◆平成12年4月から介護保険制度が導入され、介護を必要としている人やその家族を社会全体で支えています。しかし、介護をめぐる問題は少子高齢化の進展により、高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予測され、新たな課題への対応が求められています。介護保険制度のもとで介護が必要な認定者は平成23年3月末現在で531人、高齢者全体に占める割合は、14%です。

◆介護保険は、在宅サービスを中心に利用が増大し、総費用も増加しています。これから本格的な高齢社会を迎える中で、制度を社会全体で支えることにより持続可能なものとする必要があります。

◆介護保険にかかる相談業務の充実や、町民への広報活動の強化など、サービス基盤の整備を更に進めていく必要があります。

◆良質なサービスを提供するため、介護支援専門員、訪問介護員、介護保険施設の職員など、介護保険サービスを支える人材の確保や育成が必要です。

◆高齢者の支援のみでなく、在宅で高齢者を介護している家族の負担軽減、サポート体制の整備が重要です。

－主な施策－

◆介護保険計画の見直し 介護保険事業が円滑に実施されるためには、要介護者等のニーズや実態を踏まえた利用者本意のサービスを確保していく必要があることから、地域にお

けるサービス基盤の整備や保険料の設定など、計画的な事業運営のため、3年ごとに介護保険計画の見直しを行います。

◆適切な介護認定 館林市・邑楽郡の1市5町で共同設置している認定審査会により、介護認定のより公平な審査を行います。

◆適切な介護サービスの提供 介護の必要な人が自らの選択により必要に応じたサービスを受けられるよう、要介護者のニーズの把握やサービス事業者の運営状況の実態を調査し、その結果を周知するなど、適切な介護保険サービスの利用を促進します。

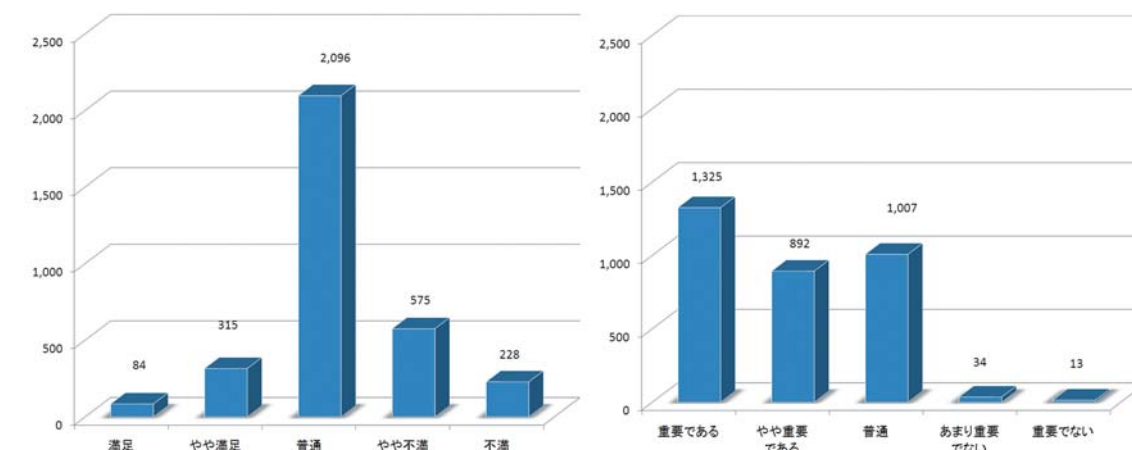
◆サービスの質の向上 介護サービスを担う人材を育成するとともに、介護給付費適正化事業を積極的に推進し、介護保険財政の健全運営と第三者評価を活用した介護サービスの質的向上を促進します。

◆介護者への支援 身体または精神の障害があり、そのために日常生活に著しい支障がある高齢者を在宅で介護している人に介護慰労金を支給します。また、在宅ねたきり高齢者などを介護している家族に対しての紙おむつ給付券の支給や、車いす用リフトなどを備えた介護用福祉車両の改造費相当額の一部助成など、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

◆介護施設等の整備 民間事業者と協力して、介護施設等の整備を進めます。

－町民意識調査－

「介護保険サービスの充実」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が63.6%。今後の重要度では、「重要」が40.5%、「やや重要」が27.3%となりました。



－町の介護サービス給付費の推移－（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護サービス給付費	661,262	667,584	727,097	780,434	850,595	910,331



第6節 障害者（児）の生活支援

障害のある人が、地域で自立した暮らしができるよう、福祉サービスの充実に努めます。

－現状と課題－

- ◆障害のある人が地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、一人ひとりの個性や能力に合わせた活動ができる環境を社会全体でつくり、支え合うことが必要です。
- ◆身体・知的障害者へのサービスや支援とともに、自閉症や発達障害がある人への支援など、それぞれの障害の特性などに応じたきめ細かな対応と支援が必要です。
- ◆平成18年4月より障害者自立支援法に基づき、身体・知的・精神障害者へ同じ制度のもとでサービスが提供されています。障害のある人の生活を支援し、家庭で介護をする人の負担の軽減を図るため、介護給付、機能回復訓練など、自立支援の充実と生活支援事業の実施に努める必要があります。
- ◆障害者自立支援法では、障害のある人が適切な支援を受けながら暮らせる社会の実現を目指しています。障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働ける場や就労のための訓練を行う場が必要です。また、就労に結びつけるための支援体制づくりが重要です。
- ◆頻繁な制度改正に対し、障害者福祉サービスに関する情報の周知を図るとともに、「板倉町障害者福祉計画」を基本に、住み慣れた地域で自立した生活ができるような「場」「環境」「地域」づくりが求められています。

－主な施策－

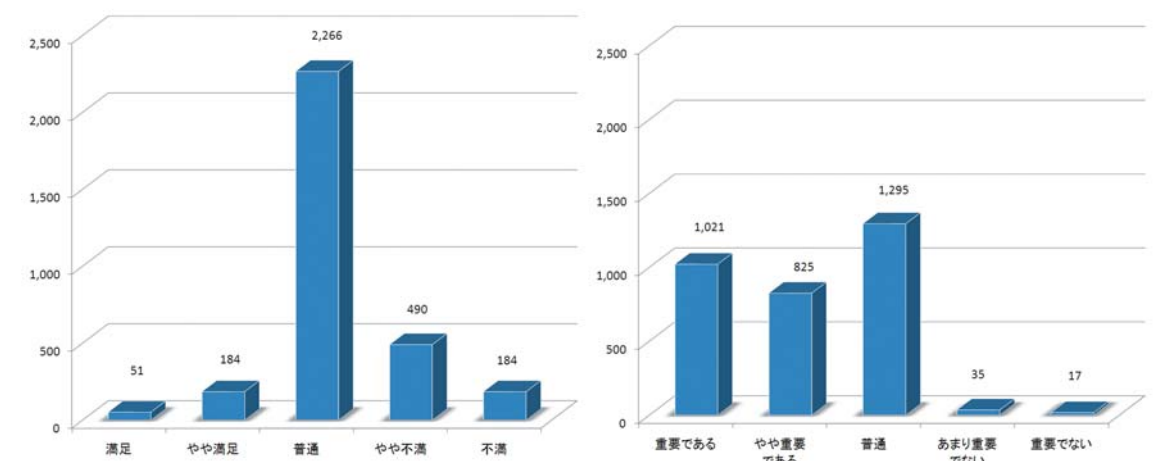
- ◆適正な障害認定の推進 館林市・邑楽郡の1市5町で、組織されている障害程度区分認

定審査会により、適正な障害程度区分を判定し、障害のある人へ適正なサービスを支給します。

- ◆地域生活支援の充実 障害のある人、一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援ができるよう、民生児童委員との連携を図り、相談支援体制を強化するなど、支援体制の整備を推進します。また、デイサービスなどの生きがいがづくりや生活訓練の場の充実を図るとともに、日常生活用具の給付や住宅設備改善費の補助制度の活用を促進します。
- ◆自立支援事業の充実 居宅介護、施設入所支援、補装具の給付など、障害のある人の自立を支援します。
- ◆社会参加の推進 障害のある人の社会参加のため、文化祭、スポーツ大会、レクリエーション活動などの交流や参加ができる機会の提供を推進します。
- ◆助成・見舞金 国で指定を受けた特定疾患患者等への見舞金を支給します。また、腎臓または小腸の機能に障害を有する人が、医療機関へ人工透析療法などの医療を受けるために通院した場合、通院交通費の一部を助成します。
- ◆就労の促進 障害のある人の適性と能力に応じた就労の場が確保できるよう、関係機関との連携を図り、就労の促進と相談及び情報提供に努めます。
- ◆地域活動の拠点づくり だれもが集まり、交流しあえるような地域活動の拠点づくりの検討とともに、障害のある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を促進します。
- ◆情報提供 各種制度の周知・普及を図るとともに、情報提供や相談活動の充実に努めます。

－町民意識調査－

「障害者（児）の生活支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が71.4%。今後の重要度では、「重要」と回答された割合が32.0%、「普通」と回答された割合が40.6%となりました。





第6章 教育・文化・スポーツ

第1節 小中学校の教育環境の向上

特色ある学校づくりと、教育内容の向上に努め、子どもたちの「生きる力」を育みます。

ー現状と課題ー

◆科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、教育環境をめぐる情勢は大きく変化するとともに、様々な課題を抱えています。平成18年には、教育の根本に遡った改革としてこれまでの教育基本法が改正され、新しい時代にふさわしい教育基本法が施行されました。

◆新学習指導要領では、小中学校において子どもたちの「生きる力」をよりいっそう育むことを目指しています。これは、次代を担う子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、丈夫な身体といった「知・徳・体」のバランスのとれた力を習得することです。また、各学校では、地域の特性を考慮し、児童生徒一人ひとりの個性を活かす特色ある教育が求められています。

◆児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、学校施設の整備や更なる教育環境の充実が求められています。

◆教職員一人ひとりが情熱と使命感を持ち、確かな専門性を身に付け、学校全体としての教育向上が求められています。

ー主な施策ー

◆基礎学力の向上 町独自の統一漢字テストや基礎学力テスト、応用力テスト等を活用して、基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの「確かな学力」を身に付けられる教育を推進します。

◆教職員の資質向上 全教職員参加の全体研修会や中堅教職員研修会、町教育研究所の研究報告会などを開催し、教職員の職能成長を図ります。

◆きめ細かな指導の実践 各校の状況やニーズに応じて、少人数等指導員や特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな指導を実践します。

◆教育相談の充実 町の教育相談員が各学校を訪問し、不登校傾向の児童生徒や問題を抱える児童生徒の支援にあたり、問題の早期発見や解決に努めます。

◆外国語教育の充実 平成23年度から小学校英語活動が5・6年生で必修となったことから、外国語教育の充実のため、語学指導助手の招致事業を継続していきます。

◆家庭教育の推進 子どもの健全育成を図るうえで、最も大きな影響を与えるのは、親の姿勢や家庭のあり方であることから、家庭教育向上を図ります。

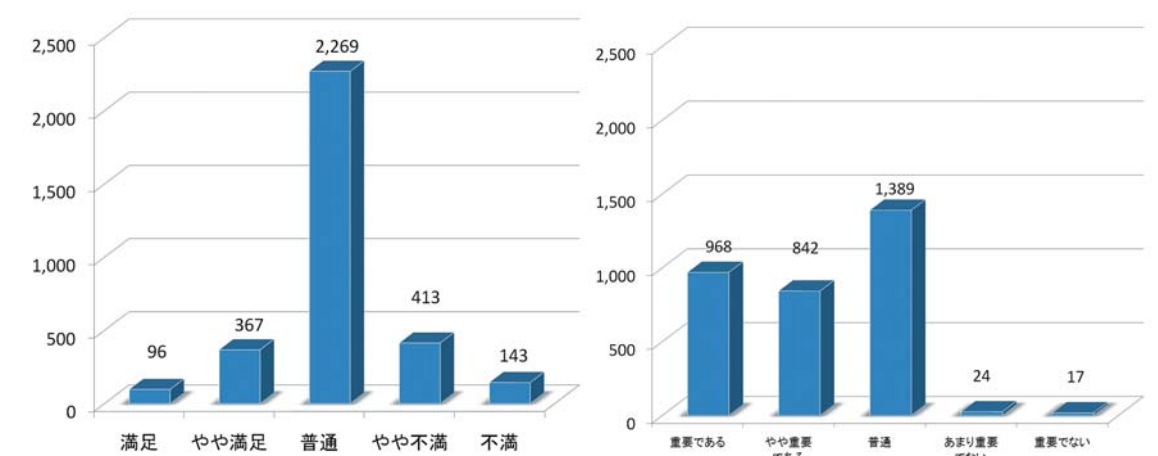
◆特色ある学校づくり 各学校において、特色ある教育活動が展開できるように、特色ある学校づくり事業を推進します。

◆学校の維持管理 施設の維持補修や危険防止のための改修工事を計画的に推進します。また、充実した教育環境をつくるため、教育備品の整備及び更新を図ります。

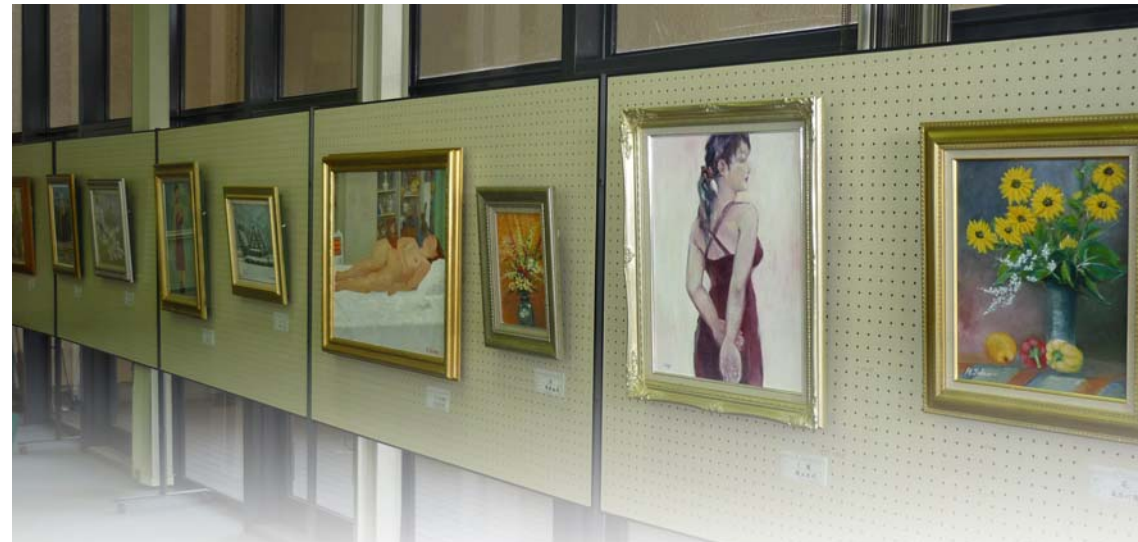
◆教育支援 経済的理由により進学などが困難な家庭へ、等しく教育を受ける機会が確保できるように、様々な支援を行います。

ー町民意識調査ー

「小中学校の教育環境」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は69.0%。今後の重要度では、「普通」42.9%、「重要」29.9%となりました。



第2編 基本的な考え方



第2節 生涯学習と文化芸術活動の充実

多様な価値観に対応した学習機会の充実と学習成果が社会に活かされる場づくりに努めます。

－現状と課題－

◆余暇時間をいかに有効的に利用するかや、ボランティア活動に必要な知識や技能をいかに習得するか、心の豊かさをいかに実現するかなど、生涯学習に対してのニーズは多様化しています。このような多様な価値観に対応した学習機会の拡充、充実が求められています。

◆生涯学習に対するニーズもより高度で、専門的になっています。また、生涯を通して、いつでもどこでも学ぶことができる環境や、学習成果を地域社会へ活かせる場づくりが求められています。

◆心豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術に親しみ、自ら文化芸術活動に参加できる環境づくりが必要です。

－主な施策－

◆生涯学習の成果が活かされる場づくり 地域社会、学校、家庭などで行われる生涯学習の拡充、充実を推進します。また、一人ひとりが身に付けた生涯学習の成果が適切に評価され、社会に活かされる場づくりに努めます。

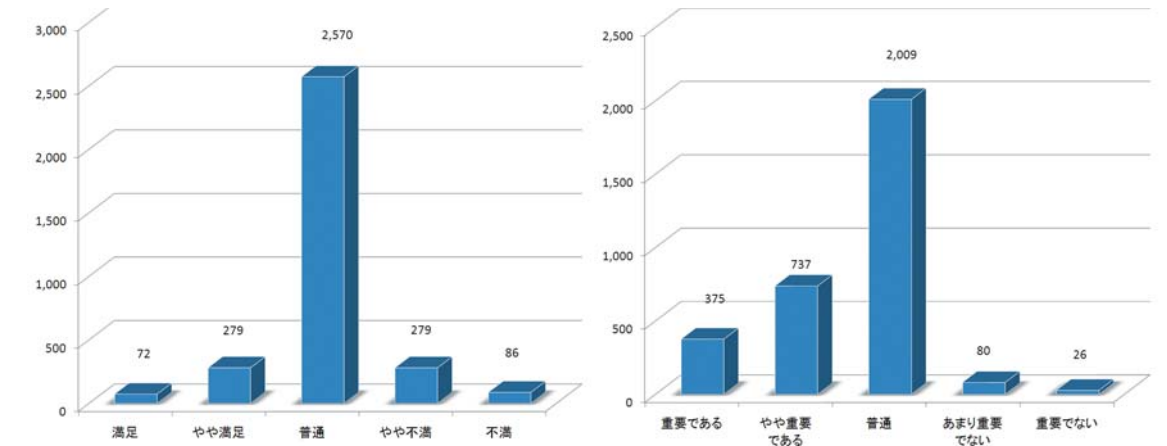
◆活動の支援 生涯学習に取り組む個人学習支援を進めるとともに、社会教育団体や自主学習グループの育成に努めます。

◆生涯学習推進基盤の充実 多様な町民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるよう、公民館の図書資料等の整備や学習情報の提供、相談に努めます。

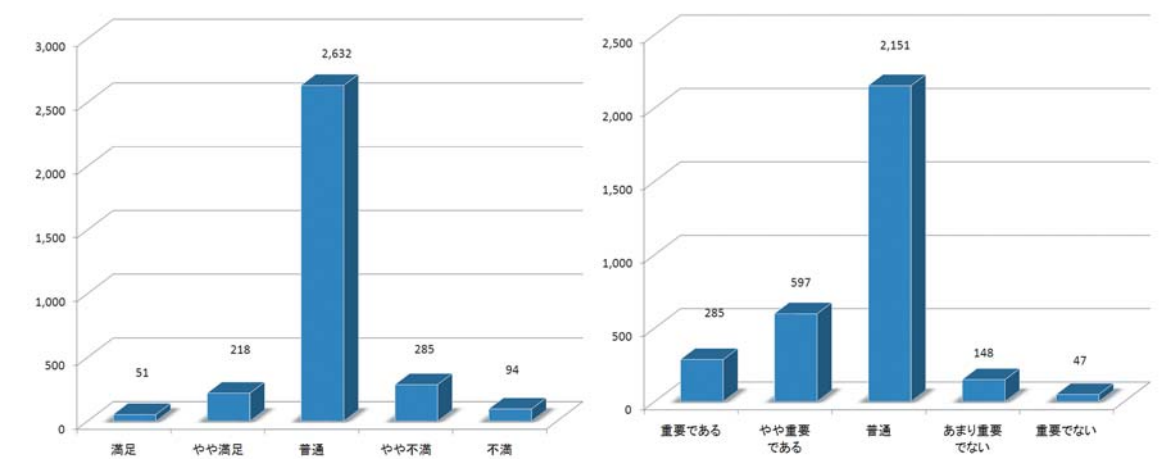
◆文化芸術活動の推進 身近な場所で文化芸術を鑑賞する機会を充実させるとともに、優れた文化芸術に関する情報提供を行います。また、町文化協会加盟団体や自主サークル、それに町内小中学校との連携を密にし、文化芸術活動の振興を図ります。

－町民意識調査－

「生涯学習の情報や機会の提供」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は、78.2%。今後の重要度では、「普通」が62.3%となりました。



「文化芸術活動の推進」では、現在の満足度「普通」と回答された割合は80.2%。今後の重要度でも、「普通」と回答された割合が高く、66.6%となりました。



第2編 基本的な考え方



第3節 青少年の健全育成

子どもを見守り、育てるため、地域ぐるみでの健全育成運動を推進します。

ー現状と課題ー

◆少子高齢化、核家族化、情報化、都市化など、今日の著しい社会環境の変化により人々の生活意識や生活様式が多様化してきています。このことが、人々の連帯感の希薄化をもたらし、青少年の意識や行動にも様々な影響を及ぼしています。

◆青少年たちが心豊かに健全な精神と的確な判断を持ち、人間として成長し、充実した社会生活を営むことができるようになるためには、家庭教育の充実が求められるとともに、社会全体で青少年の健全育成に取り組むことが不可欠になっています。

本町では、地域の防犯パトロールや青少年健全育成事業が実施され、学校、家庭、地域との連携強化の取り組みが進められています。地域の子どもは、地域で育てるという気風を更に醸成し、三者がより一層連携しながら、社会全体で子どもを育てていくことが重要です。

◆社会環境の変化に伴い、青少年の交流や社会体験などが不足していることが指摘されています。また、いじめや非行などの問題は、大きな社会問題となりつつあります。そのため、社会貢献やボランティア活動など、様々な体験を取り入れた青少年活動の推進に努める必要があります。

ー主な施策ー

◆**青少年の健全育成** 他人への思いやりや協調する心を育めるよう、社会貢献やボランティアへの参加のほか、社会体験活動や自然体験活動、スポーツ、レクリエーション活動、

文化活動など、様々な活動の場や機会の充実を図ります。

また、世代間のふれあい活動や地域に関する学習活動、郷土芸能の伝承活動など、郷土の伝統や風土を活かした育成活動も推進します。

◆**家庭教育への支援** 小中学校PTAとの連携により、家庭教育が子どもの教育の基本であることを保護者に再認識してもらい、家庭教育に対する積極的な支援を行います。

◆**リーダーの育成** リーダー研修への参加などを通じて、青少年リーダーの育成・確保を図ります。

◆**子ども会の育成事業** 子ども会育成会連絡協議会（子育連）活動の向上と児童生徒の健全育成を目的に、「子ども会林間学校」や「上毛かるた大会」など、子育連が実施する青少年健全育成事業を支援します。

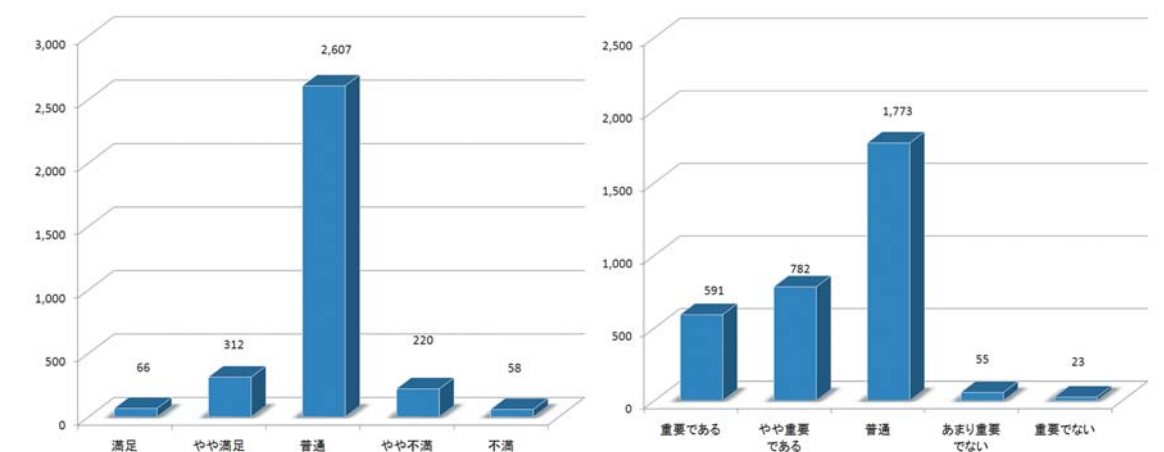
◆**安全・安心の確保** 青少年育成推進員を中心とした地域防犯パトロールの実施など、学校、地域、ボランティアなどが連携して子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

◆**非行防止対策の推進** 警察や学校などの関係機関と連携して、有害環境の浄化促進に努めるとともに、薬物乱用防止対策など、青少年の非行防止対策を推進します。

◆**社会環境の浄化** あいさつ、声かけ運動を積極的に展開し、心ふれあう明るい地域づくりに努めます。関係機関・団体と地域が一体となって、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めます。また、非行の早期発見と防止のために、相談活動やパトロール活動の充実を図ります。

ー町民意識調査ー

「青少年の健全育成」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は79.9%。今後の重要度では、「重要」18.3%、「やや重要」が24.3%、「普通」55.0%となりました。



第2編 基本的な考え方



第4節 文化財や伝統文化の保存・継承

板倉町をより深く知り、郷土に更なる愛着と誇りを持てる環境づくりに努めます。

ー現状と課題ー

◆本町には、多くの文化財が存在するとともに、地域に根ざした多くの郷土芸能も大切に保存・継承されています。また、町内から出土した考古資料などを中心に展示している文化財資料館は、本町の歴史に対する町民の理解を深める場として、有効活用されています。

今後も町民の貴重な財産である文化財を更に次世代へと継承していくために、文化財資料館などを活用しながら、本町の歴史、文化に対する町民の理解を深め、文化財愛護思想の高揚を図るとともに、文化財の保護と活用に努めていく必要があります。

◆祭り、伝統芸能、無形民俗文化財は次世代へ継承していくことが重要であるとともに、後継者問題が最大の課題になっています。今後、行政と地域が一体となって保存に努めていく必要があります。

◆平成23年、関東地方では第1号となる、板倉町の水場景観が重要文化的景観の国選定となりました。「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」が、水と共生する生活生業の文化的価値の高い景観として評価されたものであり、後世へ継承していく必要があります。

ー主な施策ー

◆文化財の調査 埋蔵文化財をはじめ、有形無形文化財の調査を行い、その保存と活用を推進します。

◆指定文化財の保存と活用 地域で生まれ、保存・継承されてきた文化財の^{きそん}毀損、滅失を防ぎ、未来へ継承するために、保存と活用を積極的に推進します。また、国指定重要文化

財のある雷電神社境内での模擬火災訓練の実施など、災害からの文化財保護に努めます。更には、文化財資料館の充実を図り、町民のふるさと意識を醸成するとともに、文化財愛護思想の高揚に努めます。

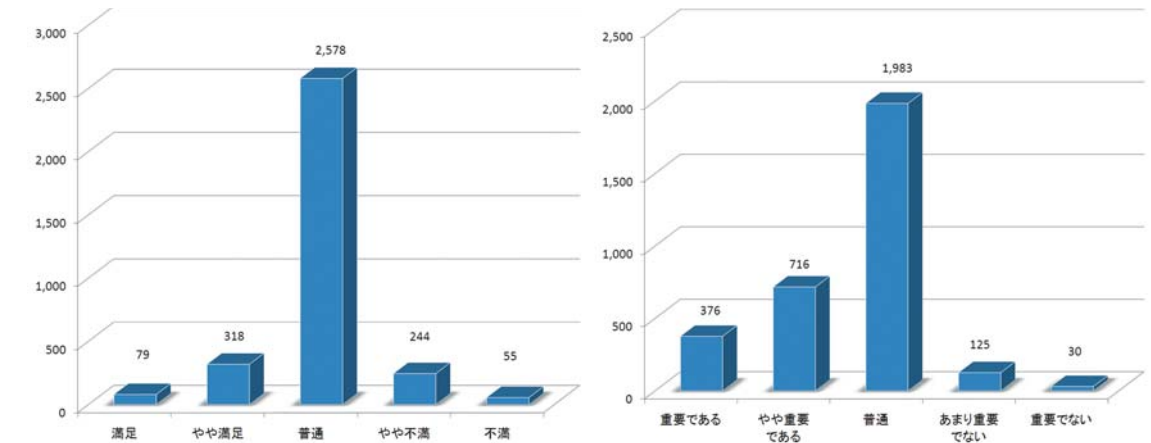
◆文化財への理解 小中学校の児童生徒、板倉高等学校の生徒を対象に、文化財めぐり、土器製作、機織りなど、文化財に関する体験教室や出前講座を開催するほか、一般町民を対象とした板倉学講座を実施します。

◆無形民俗文化財の育成 町内各地域に伝わる無形民俗文化財及び民俗行事の保存と次世代への継承を目的に支援を行います。また、子ども伝統芸能教室では子どもたちをじかに伝統文化に触れさせることにより、豊かな感受性を養います。

◆重要文化的景観の普及・啓発 平成23年9月に文部科学省から選定を受けた重要文化的景観（利根川、渡良瀬川、谷田川及び渡良瀬遊水地等の人々の営みとともにつくられてきた町の風景）の普及・啓発に努めます。

ー町民意識調査ー

「文化財や伝統文化の保存・継承」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は78.7%。今後の重要度では、「重要」11.6%、「やや重要」22.2%、「普通」61.4%となりました。



ー国選定重要文化的景観ー



↑航空写真

↑通り前橋

↑江戸時代に築かれた引堤



第5節 スポーツ活動の推進

だれもが気軽にスポーツを楽しみ、健康な日々を送れるよう、スポーツ環境の整備に努めます。

－現状と課題－

- ◆近年、健康に対する意識は高く、健康増進のために自らウォーキング、ジョギング、サイクリングなどを楽しむ人が町内でも目につくようになりました。一方、健康増進の意識はあっても、仕事や学業などが多忙で運動をなかなか始められなかったという人がいるのも現状です。今後はスポーツや健康に関する情報の提供を推進し、あらゆる年代が参加できる多種多様なスポーツ事業が求められています。
- ◆スポーツ活動は、心身のリフレッシュや健康づくりに重要な役割を果たしていることから、町民のだれもが、生活の一部として気軽にスポーツを楽しめる環境づくりや、生涯にわたって継続することができるスポーツ活動の推進に取り組むことが必要です。
- ◆スポーツ活動は、生きがいづくりなどで、大きな役割を果たすとともに、町民相互の交流を深め、連帯感を強めるなど、活力あるまちづくりへの重要な役割を担っています。
- ◆多様化する町民ニーズに応じていくためには、様々なスポーツ教育を開催し、その充実を図ることが重要です。また、活動の拠点となる施設の整備・充実、スポーツや体力づくり情報の提供、関係団体の育成、指導者の養成等を積極的に推進していくことが必要です。

－主な施策－

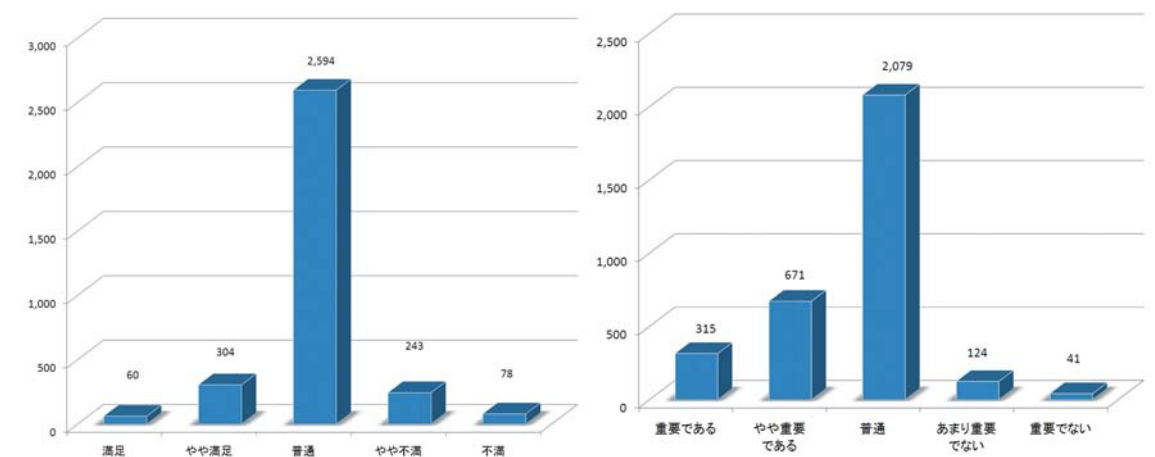
- ◆**スポーツ活動の推進** 生涯にわたるスポーツ活動の推進に向け、身近なところで気軽にスポーツに参加できる機会を提供します。
- ◆**スポーツを通じた健康づくりの推進** ウォーキングや軽スポーツなど、健康づくり運動

の普及・啓発に努めます。高齢者や体力に自信のない人に合わせたイベントの充実など、現在運動していない人や運動の機会を探している人にもスポーツに取り組んでいただけるよう、より一層の情報提供を推進していきます。

- ◆**イベントの充実** 町民体育祭の充実をはじめ、子どもや高齢者、障害者がともに参加できるスポーツイベントの充実努めます。
- ◆**指導者の育成** 体育協会やスポーツ推進員との連携を図り、研修を充実して指導者の発掘と育成に努めます。
- ◆**スポーツ団体の育成及び支援** 体育協会加盟団体をはじめ、スポーツ少年団や自主活動団体などの事業の活性化や充実を支援します。
- ◆**スポーツ施設の整備・充実** 町の生涯スポーツ施設としては、海洋センターや町営グラウンド、武道館などのほかに、板倉中学校体育館の社会体育館化や弓道場が整備されており、年齢や体力にあわせたスポーツを楽しめるように様々な活動の場を提供しています。いつでも様々なスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設のあり方について検討し、スポーツ施設の整備・充実と学校体育施設の有効利用を図ります。また、利用手続きの簡素化や施設運営方法など、スポーツ施設の利便性と効率性を高めます。

－町民意識調査－

「スポーツ活動の推進」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は79.1%、今後の重要度では、「重要」9.8%、「やや重要」20.8%、「普通」64.4%となりました。



第2編 基本的な考え方



第7章 環境保全 第1節 環境の保全と整備

地域や各種団体との連携のもと、かけがえのない自然環境の保全に努めます。

ー現状と課題ー

◆地球温暖化やオゾン層の破壊など、環境問題が地球的規模で深刻化しています。かけがえのない自然の大切さを再認識し、大量生産、大量消費を基調とした生活スタイルや経済活動の転換が求められています。地球環境問題は、人類共通の課題であり、経済産業活動から町民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠です。

◆本町では、町民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、環境保全活動を進めています。今後も引き続き、連携を図りながら、環境保全活動を進める必要があります。

◆かけがえのない環境を守るため、環境保全の啓発や環境学習に取り組み、町民や事業者の環境意識を高める必要があります。

◆平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に飛散しました。放射性物質に含まれるセシウムの半減期間はおよそ30年であり、長期間の警戒が必要です。

ー主な施策ー

◆環境保全の推進 大気や水の監視及び工場などへの規制を的確に行うとともに、生活排水の適正な処理を進めます。また、悪臭防止法に基づき、工場その他の事業所から悪臭が発生した場合など、その状況を調査します。更に、必要に応じて臭気検査を実施し、指導を行います。

◆環境美化事業 地域協議会、住民、企業、各種団体など連携をとり、環境美化事業を推

進し、美しいまちづくりに努めます。

◆自然環境の保全 保存樹木の維持管理により、樹木等の保護を図ります。また、自然が豊かに維持されている水辺については、多様な生物の生息地として、できる限り保全します。河川環境の整備に際しては、自然環境の保全や生物の良好な育成環境に配慮した河川環境づくりを進めます。

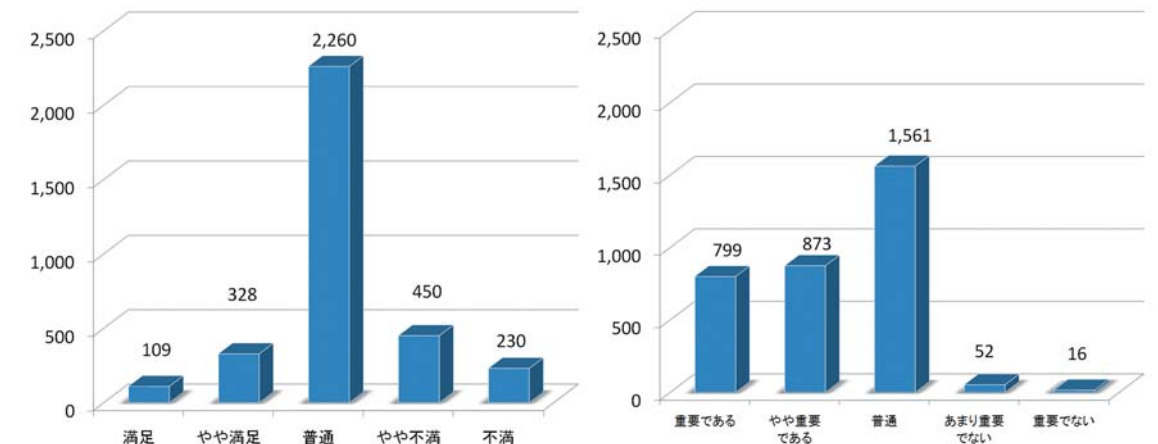
更に、渡良瀬遊水地に生息・生育する貴重な動植物を保護していくとともに、自然学習会やレジャーなど、渡良瀬遊水地の有効適切な利活用の研究を重ね、一人でも多くの人に渡良瀬遊水地へ訪れてもらえるよう努めます。

◆自然保護意識の高揚 自然を守り育てる心を育むため、自然観察会や水辺教室などを開催し、自然保護意識の高揚に努めます。また、自然を学ぼうとする町民のために学習の場を提供し、自然とのふれあいを促進するリーダーの育成に努めます。

◆空間放射線量測定の継続 町独自に学校、保育園、幼稚園、児童館、公園など、町内全域の空間放射線量の測定を継続して実施していきます。

ー町民意識調査ー

「騒音・振動・悪臭などの公害防止」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は、66.9%。今後の重要度において「普通」と回答された割合は47.3%、「重要」が24.2%、「やや重要」が26.4%となりました。





第2節 地球温暖化対策

省エネルギーの普及・啓発、再生可能エネルギーを積極的に用いた環境づくりを推進します。

－現状と課題－

◆地球温暖化は、化石燃料などの使用による二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加が原因とされています。そして、この影響は、気温や海面水位の上昇、猛暑や大洪水といった気候変動などにより、地球上のすべての生き物に深刻な影響を及ぼします。

地球温暖化の防止対策は、人類が取り組むべき重要な課題です。環境への負荷をできる限り低減していくため、一人ひとりが率先して低炭素社会を実現すべく温室効果ガスの削減に向けた行動を起こすことが必要です。

◆地球温暖化による環境の変化や、化石燃料の枯渇は地球上に生きるすべての人々の問題であり、特に多くの資源を消費している我々先進国の国民には、積極的な再生可能エネルギーの導入が求められています。全国的に多様な再生可能エネルギーが普及しつつある中、本町においても、公共部門での先駆的な導入や、民間部門での利用の誘導を図っていくことが必要です。

◆地球にやさしいエネルギーとして、特に太陽光や風力などの自然エネルギーの積極的な導入が期待されており、本町でも、太陽光発電設備の各家庭での更なる普及促進に向けた支援を行っています。

－主要施策－

◆省エネルギーの普及・啓発 町民や事業者に対して、省エネルギーの普及・啓発に努めます。アイドリングストップや公共交通の利用、冷暖房などの温度管理の徹底、廃熱の利

用など、住民や事業者の省エネルギーの取り組みを促進します。また、学校教育や生涯学習の場を活用し、エネルギーに関する教育を進めます。更に、東日本大震災に伴う電力供給不足に対する適正な節電について、啓発に努めます。

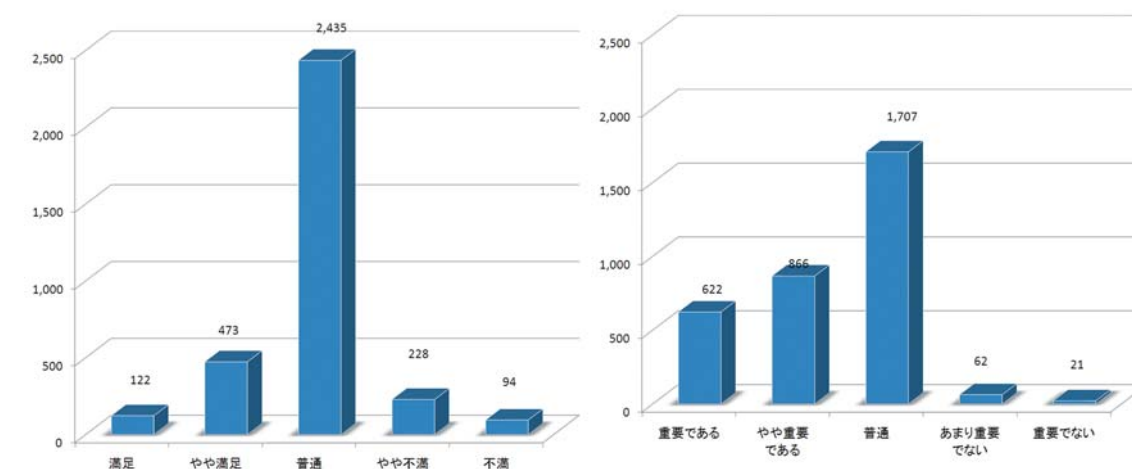
◆再生可能エネルギーの利用促進 再生可能エネルギーの公共部門での先導的な導入や、民間部門での利用の誘導を図ります。町民一人ひとりがエネルギー対策を自らの問題としてとらえ、利便性や物質的な豊かさを追求した生活様式を見直し、環境負荷の低減に向けた具体的な行動に配慮するよう、一層の啓発に努めます。

◆低炭素社会実現に向けた先駆的取組 学術機関や民間企業の高度な知識と技術力を最大限に活かし、他の関係行政機関とも協働した「産・学・官」連携による、再生可能エネルギーを積極的に用いた地球環境に優しいまちづくりなど、低炭素社会実現に向けた先駆的な取り組みを検討します。

◆地球温暖化対策の推進 住宅用太陽光発電設置補助を継続して実施するとともに、公共機関を対象とした温室効果ガスの排出制御に努めます。また、燃料使用量の削減など、環境保全に関する意識向上や率先実行を積極的に進めます。

－町民意識調査－

「自然環境の保護」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は72.6%。今後の重要度でも、「普通」と回答された割合が高く、52.1%となりました。



第2編 基本的な考え方



第3節 風景づくり

町民がまちに愛着をもち、町で暮らすことに誇りが持てるような風景づくりに努めます。

－現状と課題－

◆風景は、町民すべての共有の財産であり、これを更に魅力的に磨き上げていくために、町民、事業者、行政のそれぞれが、より良いまちに育てていこうという姿勢を持つことが大切です。風景づくりに対する意識を高めるとともに、景観形成への町民の積極的な参加が必要です。

◆本町では、より一層の景観行政を推進していくため、景観法に基づく風景計画及び風景条例を平成22年6月に制定し、同年10月1日に施行しました。これにより、町全域において、これまで、群馬県景観条例に基づいて必要だった建築等の一定規模以上の大規模な行為の届出などについては、平成22年10月1日から景観法及び町の風景条例に基づき、町への届出に変わりました。

◆平成15年、本町の谷田川流域が渡良瀬遊水地の複合景観としての重要地域の認定を受け、平成23年9月21日、重要文化的景観に国選定されました。

－主な施策－

◆美しい風景づくりの推進 自然や歴史、文化の豊かさ、田園風景、町並など様々な景観特性による価値を認識し、地域の自然、風土文化と調和する心地良い、美しい風景づくりに努めます。創造性豊かで周辺環境にも配慮され、地域特性が活かされた景観の形成に努めるとともに、歴史的・文化的雰囲気にあふれた景観の保全、再生、活用を進めます。

◆町民とともに作る風景づくり 町民の風景づくりへの積極的な参加を促し、町民、事業者及び行政が相互の役割を理解し、ともにパートナーシップ型まちづくりに向けた風景づくりを推進します。

◆板倉風景資産 本町の風景は、様々な要素によって魅力づけられています。これら板倉の風景を構成する重要な資産を「板倉風景資産」と位置づけ、候補のリストアップを行います。そのうち、第三者機関の意見を踏まえたうえで、指定・登録を行い、町民共有の資産としての保全・活用を検討していきます。

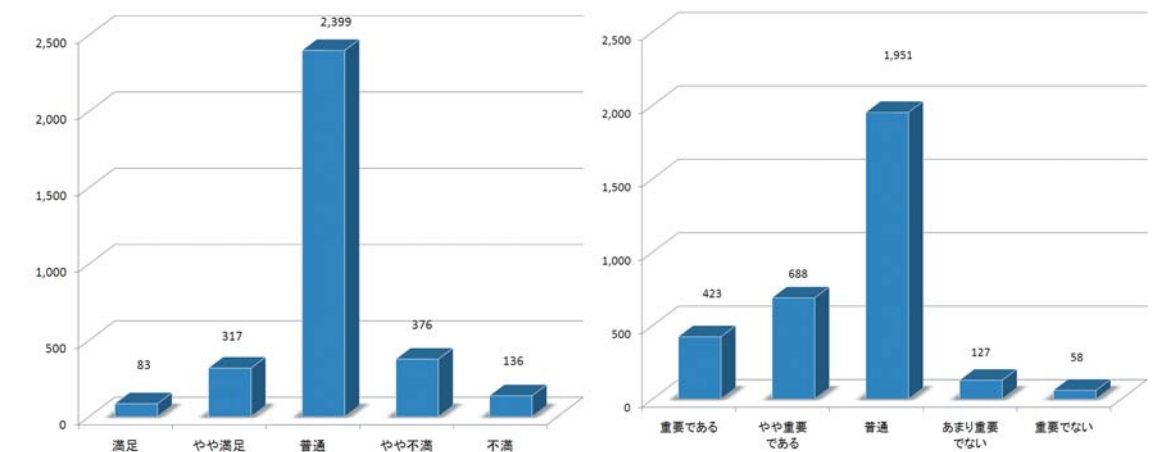
◆景観重要公共施設 本町の風景を構成する重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設の指定に向けて、検討をしていきます。

◆風景に関する規制 地区計画、景観保全型整備地区などの既存制度の活用を図りつつ、無秩序な看板などの規制や排除を行っていきます。また、板倉風景資産の周辺での建築行為に対しては、風景資産との調和に配慮し、地域の風景の核として引き立つよう、協力をお願いしていきます。

◆風景づくりにかかる普及・啓発 風景づくり専用ホームページの開設やわかりやすいパンフレットの作成のほか、風景づくりに貢献した建築物や活動等を認定・公表する表彰制度など、周知・広報活動を進めます。また、町民が地域の風景に愛着を持ってもらえるような学習機会の創出やイベントの開催等に取り組みます。

－町民意識調査－

「都市景観の形成」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は72.5%。今後の重要度でも、「普通」と回答された割合が高く、60.1%となりました。



第2編 基本的な考え方



第8章 町の基盤整備

第1節 道路網の整備と河川の管理

町民のニーズを的確に把握し、だれもが暮らしやすい都市基盤づくりに努めます。

－現状と課題－

- ◆生活の基盤となる道路網は、町民の快適な生活を支えるとともに、災害時における物資の輸送など、広域的な幹線道路とのネットワークを形成しており、役割はますます重要度を増しています。
- ◆生活道路としての重要路線、区間は、優先順位の高いものから順に拡幅整備を図ることが必要です。
- ◆道路網の整備は、地域経済の活性化のために国道、県道との接続路線はもちろんのこと、地域づくり、まちづくりと連携した整備が必要です。町民がより安全に、かつ便利で快適に道路を利用できるよう町民ニーズにあった「みちづくり」を進めていくことが必要です。
- ◆道路や橋梁などの道路施設が年々老朽化してきており、生活基盤の安全・安心のため、道路施設の維持管理における新たな方向性を示していくことが必要です。

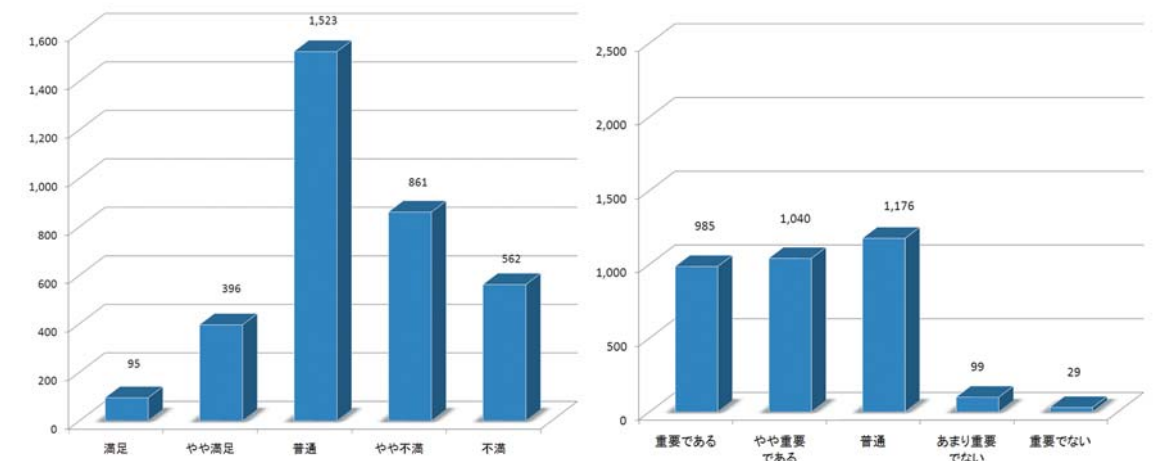
－主な施策－

- ◆道路ネットワークの形成 国・県道及び主要町道等幹線道路の整備促進により、快適な生活環境を確保する道路ネットワークの形成に努めます。
- ◆生活道路の整備 町道は、地域コミュニティに配慮し、狭隘な道路の改良整備を推進するなど、日常生活を支える生活道路として、利便性、安全性などに配慮した整備を図ります。また、多くの整備ができるよう、道路整備に必要な土地の寄附や物件の移転について協力をお願いしていきます。

- ◆八間樋橋整備事業 はちけんび 国道354号線と県道麦倉川俣停車場線を結ぶ幹線道路としてアクセス道路を整備します。併せて八間樋橋の架け替えを行います。
- ◆国道354号バイパス整備事業 板倉町と加須市の未整備区間の早期完成に向けて、群馬県及び埼玉県に要望活動を行います。
- ◆広域交通体系の整備促進 広域交通体系の整備に向け、関係市町と連携し、国や県への要望活動を行います。
- ◆渡良瀬川及び利根川架橋整備の検討 北地区から栃木市及び南地区から加須市への架橋の整備について、2市と連携しながら、検討を行います。
- ◆道路の維持管理 町道のアスファルト修繕や側溝の補修、区画線の引き直しやガードレール修繕、街路樹の剪定、植栽帯の除草、防虫薬散布等の管理を行います。安全・安心な道路環境を確保するため、効率的かつ効果的な維持管理に努め、道路の長寿命化を目指します。
- ◆河川の維持管理 谷田川堤防上などの道路を安全に通行できるよう、また、河川環境保全のため、除草・管理等を行います。
- ◆橋梁維持事業 きょうりょう 町管理の橋梁について、今後橋梁の老朽化に伴い増大する修繕工事や補修工事などの維持管理費の軽減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、工事を実施していきます。
- ◆道路の環境づくり 地域住民の協力による除草、側溝の清掃、緑と花いっぱい運動の推進などを行い、快適で美しい道路環境づくりに努めます。

－町民意識調査－

「町道などの道路網の整備」に対する町民意識調査では、現在の満足度「やや不満」と回答された割合が25.1%。今後の重要度では、「重要」29.6%、「やや重要」31.2%となりました。





第2節 公共交通の整備

すべての町民が移動しやすく、快適に生活することのできる公共交通の整備に努めます。

－現状と課題－

- ◆交通は、移動、交流などの手段として、都市活動や町民生活全般にかかる重要な都市機能であり、本町においては、自家用車に加え、バス、鉄道などの公共交通機関が町民の移動手段として重要な役割を果たしています。
- ◆学生の通学や高齢者などの交通弱者の移動手段に加え、環境問題への対応など、各方面から公共交通機関の果たすべき役割は重要性を増してきています。
- ◆今後は、公共交通機能の強化を図ることにより、多様化する町民の交通ニーズに対応できる交通施策を進めていくことが重要です。

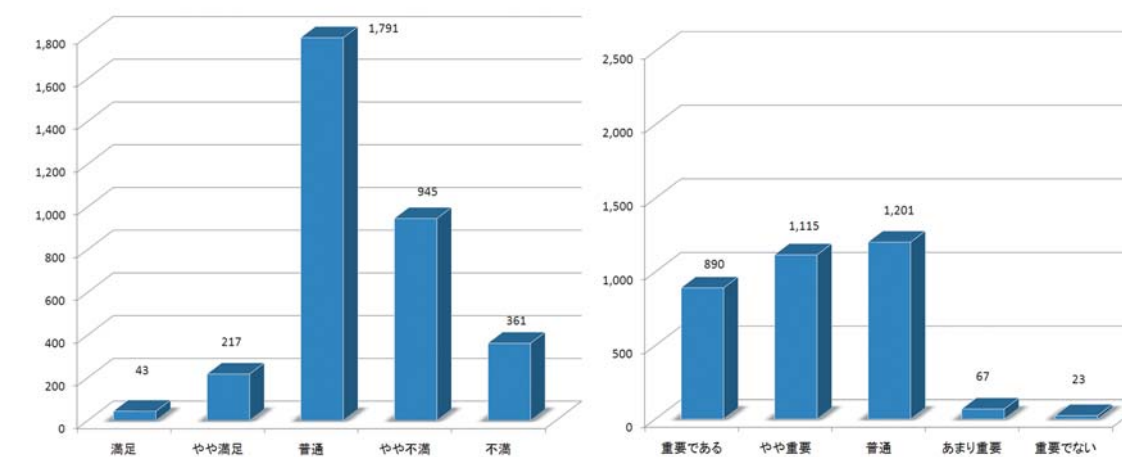
－主な施策－

- ◆**路線バスの運行** 近隣市町と共同で民間企業に業務を委託し、板倉東洋大前駅と館林駅を結ぶ路線バスの運行を継続して実施していきます。
- ◆**板倉東洋大前駅の利用促進** 東武鉄道に対して、板倉東洋大前駅での通勤や通学の利便性向上のため、快速電車の増発や最終列車の時刻の繰り下げ及び地下鉄の乗り入れについて要望活動を行なっていくとともに、町の活性化のため、駅・鉄道の利用を促進します。また、板倉東洋大前駅利用者の利便性と駅周辺の円滑な交通を図るため、町営有料駐車場を継続して運営していきます。
- ◆**交通弱者対策** 在宅の高齢者や障害者などでタクシー以外の交通機関を利用することが困難な人にタクシー料金の一部助成を行います。また、70歳以上の高齢者で自動車運転

免許証を自主返納した人の日常生活の利便性向上を図るため、タクシー利用券の交付や、身分証明書として使用できる「住民基本台帳カード」の無料交付を行います。

－町民意識調査－

「高齢者などが移動しやすい環境整備」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が53.4%、「やや不満」が28.2%。今後の重要度では、「重要である」27.0%、「やや重要である」33.8%、「普通」36.4%となりました。



－路線バス運航事業－

路線

- ・館林・板倉北線（北地区経由）
- ・館林・板倉線（東・西地区経由）
- ・館林・明和・板倉線（南地区経由）

運賃

- ・大人 200 円
- ・子供 100 円
- ・65 歳～70 歳の人 100 円
- ・1 歳未満の乳児及び70 歳以上の高齢者は無料
- ・障害のある人などは、割引運賃となる場合があります。

第2編 基本的な考え方



第3節 公園・緑地などの維持管理

地域住民との協働による公園の維持管理、及び緑や自然環境に対する意識の高揚に努めます。

ー現状と課題ー

- ◆公園は住民の健康づくりや、憩い、交流の場であり、また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な機能を担っています。
- ◆既設公園の遊具には、老朽化が進んでいるものも多くあります。遊具の破損が発見された場合、修繕を実施していますが、修繕ができない施設は撤去をしています。今後は、ニーズに対応した施設管理等を行い、利用拡大を図ることが必要です。
- ◆平成21年度まで組合施設として管理されていた「群馬の水郷」も平成22年4月から町の施設として管理を行うことになりました。

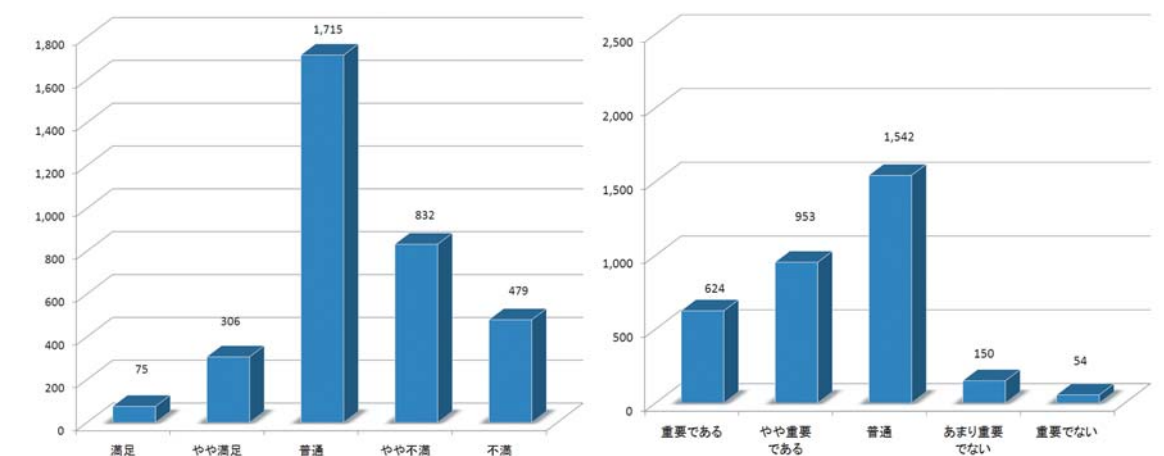
ー主な施策ー

- ◆公園の維持管理 公園は暮らしに潤いと安らぎを与え、子どものみならず、親同士のふれあいの場となるほか、余暇の充実を促します。身近な公園としての意識啓発を図り、地域住民等による公園の維持管理を促進します。また、すべての公園が安全・安心に利用できるよう、定期的な遊具の点検を実施していきます。
- ◆群馬の水郷 町民の水辺豊かな憩いの場として、また、町内外の多くの人々のレジャースポットとして、気持ち良く利用していただけるよう水郷公園の清掃業務及び環境維持・整備を行います。また、群馬の水郷を訪れた人が四季折々の季節感を感じることができるよう整備に努めます。
- ◆緑化の推進 緑化フェアなどを通じて、緑に対する住民意識の高揚に努めます。

- ◆公共公益施設の緑化 学校、福祉施設、公営住宅などの公共公益施設の緑化の推進と適切な管理に努めます。
- ◆緑の少年団の育成 ふるさとの緑や自然を大切にすることを養い、併せて健全な心身の育成に資するため緑の少年団育成事業を実施していきます。

ー町民意識調査ー

「公園・緑地などの維持管理」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が50.3%、「やや不満」が24.4%。今後の重要性では、「やや重要である」が28.7%、「普通」が46.4%となりました。





第9章 産業振興 第1節 農業の振興

意欲ある農業経営者の育成と企業参入も視野に入れた農業施策を推進します。

－現状と課題－

◆本町の農業は、米とキュウリを中心に幅広い作物が栽培されています。特にキュウリの施設栽培では全国でも有数の農業産出額を維持しています。しかし、食料自給率の大幅な低下をはじめ、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足、遊休農地の増加、作付けの減少、更に輸入農産物の増加や産地間競争に伴う農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境は年々、厳しくなっています。

◆農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業の産業構造が弱体化する中で、持続的な産業として発展させていくためには、担い手の育成や農地の有効活用を進めていくことが必要です。

◆近年、健康・安全志向が高まる中、信頼できる農畜産物の購入を望む消費者が増加していることから、町内で生産された新鮮で安全な農畜産物を積極的に提供していくことが必要です。

－主な施策－

◆**農地の確保と有効利用** 遊休農地の発生防止のため、利用権設定等を活用し、農地の流動化、集積化などによる解消策を進め、優良農地の維持・確保に努めるとともに農業生産活動を通じて、自然環境の保全や防災面での保水能力などの多面的機能が十分発揮されるよう、農地の保全に努めます。また、農作業の省力化や効率化に有効であり、かつ、農家負担の少ない※簡易圃場整備などの基盤整備を推進します。

※簡易圃場整備…道水路は現況を活かし、畦畔撤去と表土整地を主な内容とする簡易な整備を行い、できる限り事業費を低く抑える事業

◆**新規農産物研究事業** 町の特産物として、付加価値の高い農産物を創出するため、東洋大学と連携して共同研究を実施します。本町の主要農産物である「米」について、東洋大学と連携して、※ゲノム解析の利用により優良な性質を多く持つ「新品種」の創出に取り組めます。

※ゲノム解析…ある生物を形作るために必要最少の遺伝子（遺伝情報）全体を指すゲノム。そのゲノムのもつ遺伝情報を総合的に解析すること

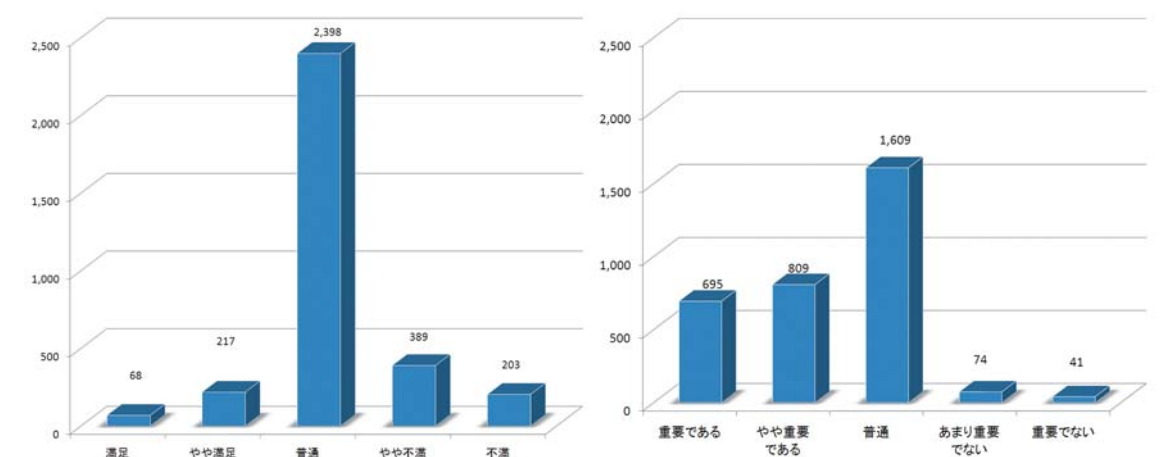
◆**多様な農業者の育成** 農業後継者や担い手の確保・育成のため、認定農業者制度の普及推進をはじめ、新規就農者や女性農業者が、安心して農業に参入できる支援体制を整えます。また、「地域の農地は地域で守る」を基本に、集落営農組織の設立を推進し、継続性のある農業法人化を目指した指導と支援を行います。更に、企業参入も視野に入れた、農業施策も推進していきます。

◆**地産地消の支援** 地元農業の理解を深めるため、地場農産物の学校給食への利用や農産物直売所 健康の郷「季楽里」を通じての普及活動によって、消費拡大を進めます。また、都市部との交流事業など、各種イベントに積極的に参加し、農畜産物のPR活動を行っていきます。

◆**関係機関・団体との連携強化** 県や農協など、関係機関、団体と一体となった取り組みにより、効率的かつ効果的な農業施策の展開に努めます。

－町民意識調査－

「農業の育成・支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は73.2%。今後の重要度では、「重要でない」1.3%、「あまり重要でない」2.3%に対し、「重要」21.5%、「やや重要」25.1%、「普通」49.8%となりました。



第2編 基本的な考え方



第2節 商工業の振興

町商工会と連携し、町内商工業のサポート及び活性化に積極的に取り組めます。

－現状と課題－

◆周辺市町への大型店舗の進出、情報化や車社会の進展などにより、消費者の購買行動は大きく変化し、町内商店の顧客吸引力が低下してきています。また、インターネット・通信販売での購買や宅配サービスの一般化により、居住近接という町内商店の大きな魅力も薄れつつあります。

◆商工会の組織強化を促進し、様々な消費者のニーズに対応できる、地域密着型ならではの魅力ある商業環境の整備を図ることが必要です。

◆経済環境の変化に対応し、企業の経営基盤の強化、製品の品質向上や技術力、研究開発力等の充実を図るとともに、地域の資源や特性を活用した新事業の創出や新分野への事業展開、また、創業者や起業家を目指す人材の育成や※ベンチャー企業の育成支援に、産学官が連携して取り組むことが必要です。

※ベンチャー企業…新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業

◆地域経済の自立的かつ持続的な発展が求められる中、新たな企業の集積と既存企業の事業拡大を推進することが必要です。

－主な施策－

◆**商工業振興事業** 地域の商工業の振興や地域経済の活性化のために活動している町商工会の運営に対し助成を行うとともに、町内の中小企業を育成するため、運転資金や設備資金を低利で融資します。

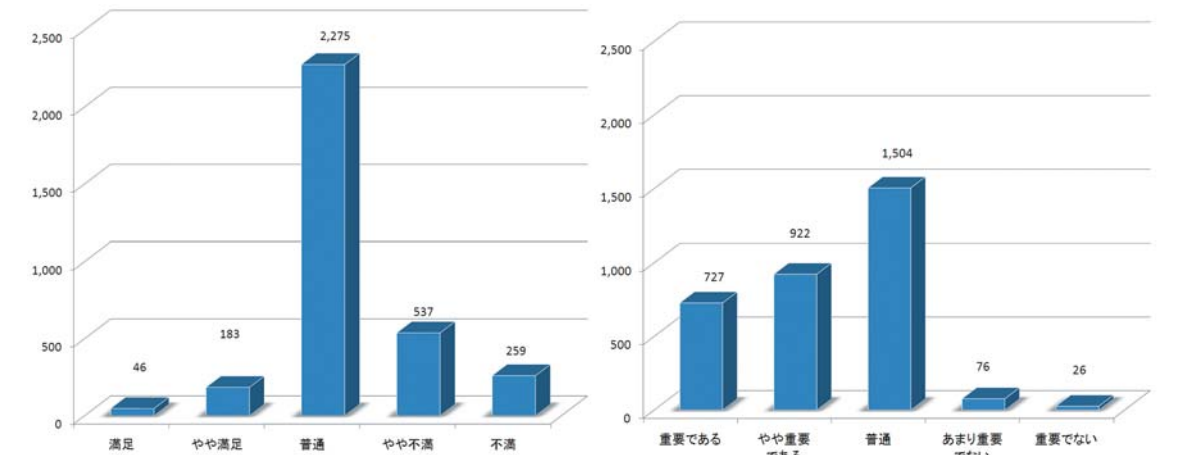
◆**商工業者サポート対策** 町内商工業者の自主的な努力により、町の活性化を促進するためのイベントの実施やPRグッズの作成、新規特産品の開発などに要する経費に対し助成を行っていきます。

◆**経営基盤の強化及び人材の育成** 町商工会による経営相談・支援の充実、融資制度の拡大を促進します。また、町内企業間での有益な情報の共有や事業の共同化などが図られるよう、町内企業の連携強化に積極的に取り組んでいきます。

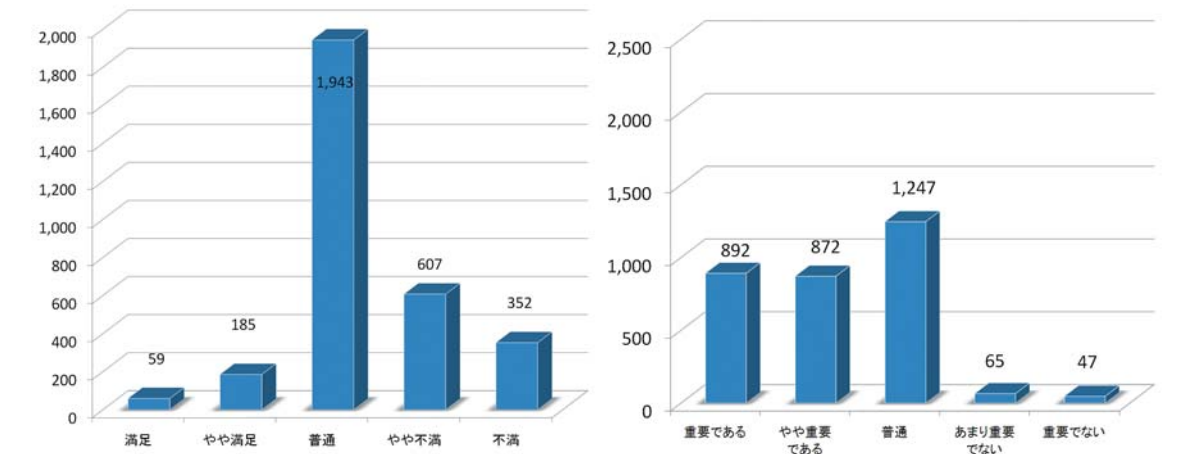
◆**販路の拡大及び市場の開拓** 観光事業と連携を図りながら、物産展などの開催による特産品のPRやインターネットなどを活用した市場の開拓、新たな顧客獲得を促進します。また、本町の基幹産業である農業と連携した新たな特産品の開発や、町内商工業者の販路拡大・情報発信などについて調査・研究を進めます。

－町民意識調査－

「商業・サービス業の育成支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」が68.9%。今後の重要度では、「重要」22.3%、「やや重要」が28.3%、「普通」46.2%となりました。



「工業の育成支援」においては、現在の満足度「普通」が61.8%。今後の重要度では、「重要」28.6%、「やや重要」27.9%、「普通」39.9%となりました。



第1次板倉町中期事業推進計画

第2編 基本的な考え方



第3節 板倉ニュータウン事業の推進 (企業・商業誘致と雇用の促進)

町独自の優遇制度を活用しながら、群馬県と連携し、企業・商業施設の誘致活動を積極的に行います。

ー現状と課題ー

- ◆社会経済状況が低迷する中、新たな企業誘致は今後も困難が予想されますが、誘致条件や基盤の整備により、地域の特性に適合した企業や産業の誘致を図っていくことが必要です。
- ◆企業の進出は、雇用の拡大や税収の増加、業務形態による地元企業への波及効果など、地域に活力を与え、町の発展の根幹を成すものです。そのため、本町では企業立地優遇制度などを設け、企業が進出しやすい取り組みを積極的に進めています。
- ◆企業の誘致を進めるため、産業用地や道路等のインフラ整備、東洋大学をはじめとする周辺の研究機関との連携強化、人材・労働力の確保などに力を入れていくことが必要です。
- ◆企業経済情勢や少子高齢化による住宅需要の減少により板倉ニュータウンの宅地分譲は低迷しており、平成22年度末で計画人口5,000人に対し居住人口は2,179人と半分に満たない状況です。

ー主な施策ー

- ◆PR活動の推進 群馬県企業局が造成している板倉ニュータウン内の産業用地への企業誘致実現に向け、群馬県企業局とともに、企業への直接的PR活動はもとより、不動産会社、※デベロッパー及び金融機関などの多方面へのPR活動を展開していきます。
※デベロッパー…不動産業者のうち、大規模な開発を行う業者
- ◆成長産業等への誘致活動 東洋大学生命科学部との連携が図れる食品関連企業、今後の成長が見込まれるIT・医療・福祉・環境関連産業、更には産業全般への波及効果の大き

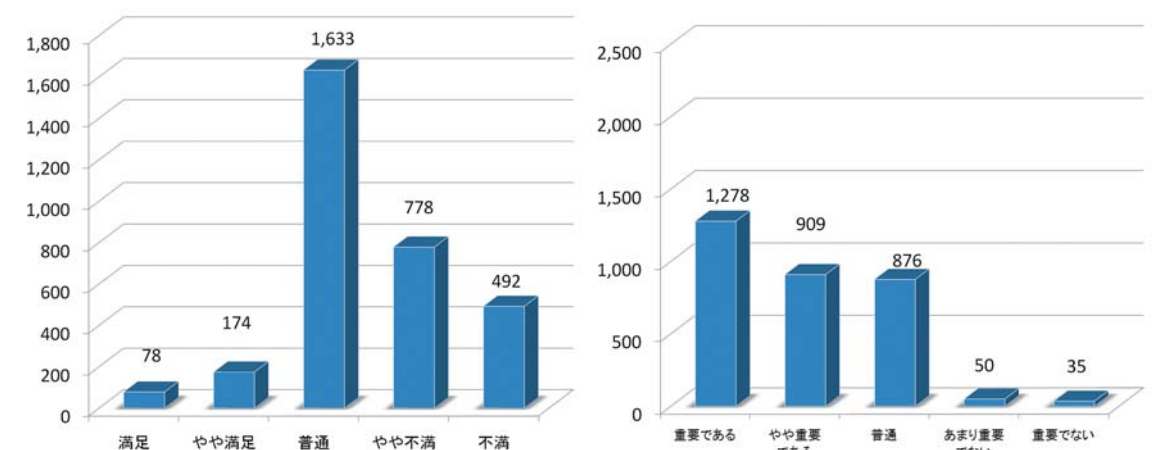
い研究開発型の企業への誘致活動を積極的に行っていきます。

また、商業施設用地への商業集積を実現するため、群馬県企業局とともに多方面へのPR活動を展開していきます。

- ◆立地環境の整備 企業が進出しやすいように、固定資産税、雇用奨励金、環境対策奨励金などの優遇制度の維持と立地にあたってのきめ細かな行政サービスの提供に努めます。
- ◆就業機会の拡大促進 地域産業の振興や優良企業の誘致の実現により、新規学卒者及び若年者をはじめとする求職者への幅広い就業機会の提供に努めます。
- ◆板倉ニュータウン宅地分譲の促進 再生可能エネルギーを積極的に用いたまちづくりなど、先駆的な取り組みを目指します。また、住まいを探している人を紹介していただき、板倉ニュータウンの宅地分譲が成約された場合、紹介者へ謝礼金を進呈する「宅地販売促進事業」を継続実施しつつ、今後も、群馬県企業局と連携して、板倉ニュータウンの宅地分譲を促進します。

ー町民意識調査ー

「企業誘致・雇用促進」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は51.8%、「やや不満」24.7%、「不満」が15.6%となりました。また、今後の重要度では、「重要」が40.6%、「やや重要」が28.9%、「普通」が27.8%となりました。



ー板倉ニュータウン概要ー

- ・事業の名称 板倉ニュータウン建設事業
- ・事業主体 群馬県（企業局）
- ・所在地 群馬県邑楽郡板倉町朝日野・泉野地内
- ・開発総面積 約218ヘクタール
- ・住宅計画戸数 1,500戸
- ・計画人口 5,000人

第2編 基本的な考え方



第4節 観光振興

板倉町らしい観光資源を活用した観光ルートの形成、広域観光ネットワークの整備・強化を図ります。

ー現状と課題ー

- ◆観光客の県内外別人数・宿泊人数調べによると、本町を訪れる観光客のすべてが日帰りとなり、そのうち約7割が県外からの観光客となっています。この結果については、埼玉県、栃木県に接し、茨城県に近接するという地理的要件と、東北自動車道館林インターチェンジからのアクセス、観光資源の特性によるものと考えられます。
- ◆本町を訪れる観光客の特徴としては、50歳以上が全体の約8割となっており、60歳代も含めた中高年層の比率が最も高く、夫婦、家族で訪れる観光客が全体の約7割を占めています。また、来訪者の居住地を見てみると、近隣及び半径約30km圏までの県外が多く、そのほとんどが自家用車で訪れるため、特に交通アクセスが良く、高速道路や幹線道路の沿線地域からの来訪者が多い状況です。
- ◆農産物直売所健康の郷「季楽里」などを活用し、本町の基幹産業である農業と連携した観光振興策の展開や、商業と連携した特産品の開発など、新たな観光資源の創出が強く求められています。
- ◆平成23年9月に重要文化的景観として国の選定を受けた「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」は、本町固有の水文化の歴史を今に伝える貴重な風景であり、大切に後世に引き継いでいくとともに、板倉町らしい観光資源として活用していくことが求められています。

ー主な施策ー

- ◆重要文化的景観を活かしたルートの形成 本町の重要文化的景観の構成要素は町内に広

く点在しています。これらの点在する要素を効率的に回遊し、豊かな水場環境、広大な田園風景、谷田川の柳山や川田、そして水塚や揚舟など水場での人の営みの中から生まれた景観等々、「板倉らしい文化的景観」を十分に味わうことができる観光ルートを形成します。

また、これらの水文化を紹介する拠点として、重要文化的景観の構成要素である水塚等の活用方法の研究を行うとともに、観光ルートの出発点として、「わたらせ自然館」や農産物直売所「季楽里」の有効利用を図ります。

◆**渡良瀬遊水地の利活用** 渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を推進し、国、県及び周辺自治体等と連携を図り、既存施設の利用も含めた施設整備等の検討を進め、観光振興の面で積極的な活用を図ります。

◆**観光資源の開発** 農・商業との連携した特産品などの開発や、農協等との連携により、農業体験に親しむ※グリーン・ツーリズムなどの体験・交流型の観光資源を開発し、持続性のある通年型観光の創出に努めます。

※グリーン・ツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

◆**広域ネットワークの強化** 決して観光資源に恵まれているとは言えない本町にあっては、近隣自治体の観光資源と連携した観光ルートの設定は、来訪者の増加を図るうえでは最も効果的であるとともに、来訪者にとっても有益なものとなります。そこで、邑楽・館林地域、東毛地域、両毛地域、更には渡良瀬遊水地関連地域との広域観光ネットワークの整備・強化を図ります。

◆**受入体制の整備** 本町を訪れる観光客はそのほとんどが自動車を利用しています。しかし、自動車での来訪者に優しく、わかりやすい観光ルートを案内できる標識などの設置が十分ではありません。また、鉄道を利用し来訪した観光客が町内を回遊する手段が十分に整っていません。そこで、観光資源への回遊性を高めるため、観光案内標識の整備、レンタサイクル事業の充実、既存交通機能の有効利用を検討していきます。

◆**情報発信の強化** 観光振興において最も重要なことは「板倉町」を知ってもらうことであり、そのための情報発信は必要不可欠です。町内外に対して広く本町の魅力を伝え、知名度やイメージを向上し、来訪者を拡大できるよう、テレビ、ラジオ、新聞などに加え、インターネットを積極的に活用し、スピーディな情報発信に努めます。

◆**東武鉄道との連携** 東武鉄道によるウオーキング大会など、観光イベント事業との連携を更に強化し、観光入込客数の増加につなげます。



第10章 住民参加 第1節 町民ボランティア活動の促進

ボランティア活動の促進、及びボランティアやNPO法人などの支援・育成を図ります。

ー現状と課題ー

◆まちづくりを推進していくには、町民の連携・協力が必要であり、特に地域ぐるみのまちづくりが求められている今日、町民ボランティア意識の定着や地域ボランティア活動の促進が必要です。

◆本町では、様々なボランティア活動が進められていますが、広く町民に定着するまでには至っていません。このため、更に地域ボランティアの支援・育成に努めていくことが必要です。

◆町民ボランティア活動への関心や参加意欲の醸成を図るため、ボランティア活動の意義や内容の情報提供とPRが必要です。また、町民がいつでも気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりも重要です。

ー主な施策ー

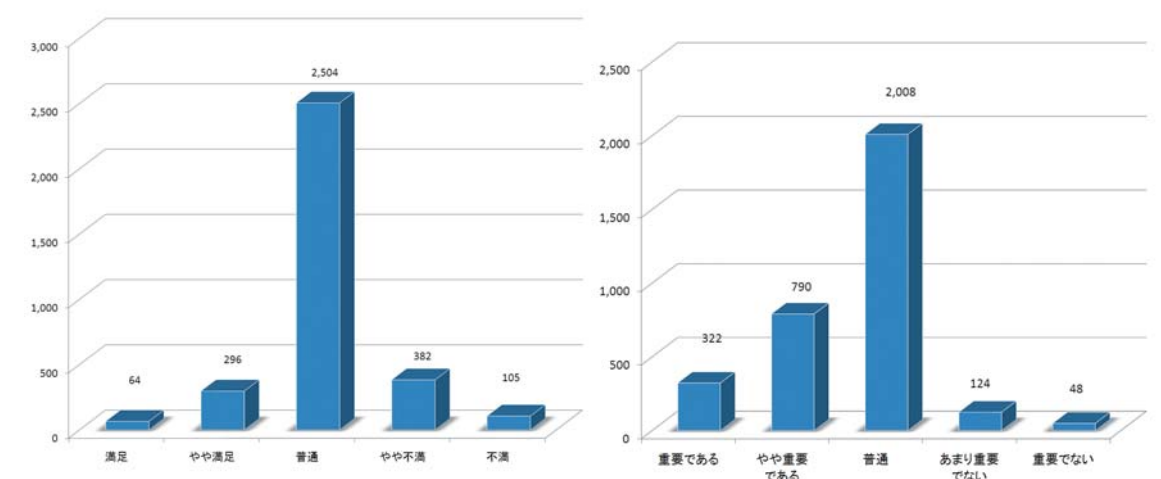
◆ボランティア活動の促進 町民一人ひとりが地域づくりの担い手であるという自覚と責任を持ち、自主的にボランティア活動へ参加してもらえるよう、広報紙やホームページなどを活用し、情報提供と啓発活動を行います。また、町社会福祉協議会ボランティアセンターと連携を図り、研修や講座を通じて、高齢者や障害者などの個々のニーズに対応したボランティアの育成に努めます。

◆ボランティアセンターの充実 町社会福祉協議会ボランティアセンターが町民のボランティア活動の拠点となるよう、その運営を支援します。

◆NPO法人との連携 様々な分野でNPO活動が活発化し、NPOに対する社会的な認識も高まっています。公益的な事業に取り組むNPO法人の活動基盤の強化に向けての協力など、NPO法人が様々なまちづくり活動に取り組むことができるよう、情報共有や連携しやすい環境整備に努めます。

ー町民意識調査ー

「町民ボランティア活動の育成・支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は74.7%。今後の重要度でもやはり「普通」と回答された割合が高く61.0%、「やや重要」が24.0%となりました。



ーボランティア登録数の推移ー

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ボランティア団体数	20	24	23	24
個人ボランティア	8	20	23	25
登録ボランティア総人数	633	671	650	660

資料：ボランティアセンター

ーボランティア活動団体年間活動回数ー（ボランティアセンター把握団体の概算）

団体名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
みずほ会（配食サービスほか）	47	47	45	34
やすらぎ会（入浴サービス）	234	282	402	403
声のリボン（朗読ボランティア）	28	28	28	28
ボランティア連絡協議会（広域活動ほか）	325	376	494	484
合計	634	733	969	949

資料：ボランティアセンター

第2編 基本的な考え方



第2節 地域コミュニティ活動の充実

地域コミュニティ意識の高揚に努め、町民が主体性を発揮できる環境づくりに努めます。

ー現状と課題ー

◆コミュニティ活動は、行政区などの自治組織のほか、各種団体や自主学习グループなどの活動により行われてきました。しかし、近年、住民の価値観や生活様式の多様化などにより、ニーズも複雑化する中で、住民の連帯感が希薄化している傾向もみられます。

行政区は災害時の自主防災組織の役割を果たすことから、行政区への加入を推進し、地域コミュニティの強化を図ることが必要です。

◆行政区の機能強化を図るうえで、行政区の規定の違いや行政区役員の任期が統一されていないことによる地域活動の継続性が懸念されます。

◆本町は、これまでにコミュニティ活動への支援の一環として、活動の場を確保するため、地域の集会施設の施設整備を進めるとともに、行政区等への支援を行うなど、自主的な活動の推進を図ってきました。

ー主な施策ー

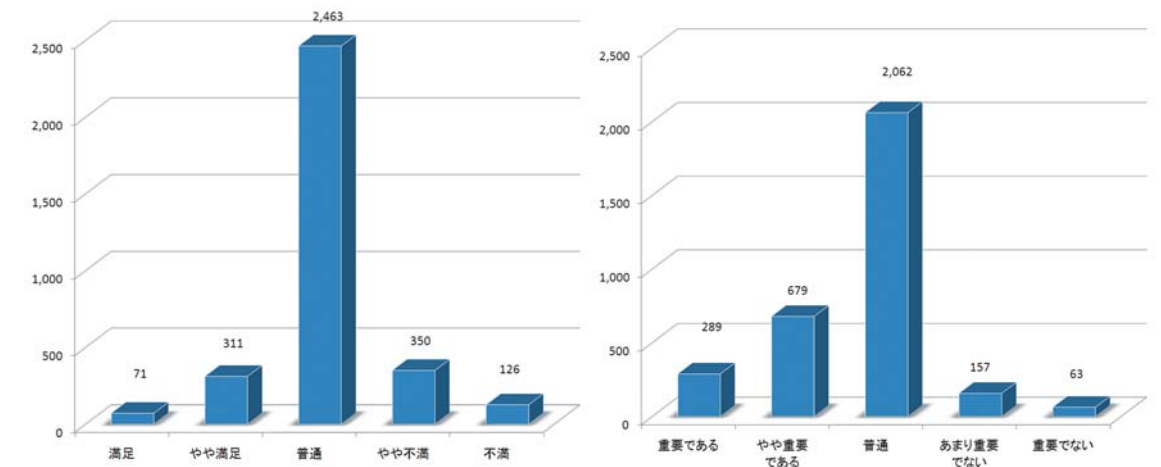
◆コミュニティ意識の高揚 広報紙などを通じてのコミュニティ活動に関する情報提供に努め、コミュニティ意識の高揚とともに、諸活動への参加を推進します。

◆コミュニティ活動の促進 行政区への加入促進とともに、行政区の自主的な活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。また、行政区担当職員を窓口地域住民と行政の連携充実に努めます。

◆助成事業活用の推進 コミュニティ組織が利用する集会施設やコミュニティ活動に必要な備品などの整備を図るほか、安全な地域づくりに資する事業などに対して支援を行います。

ー町民意識調査ー

「コミュニティ活動の充実」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が最も高く、74.2%。今後重要度でも「普通」と回答された割合が非常に高く、63.4%となりました。





第3節 広聴・広報活動の充実

充実した広聴・広報活動により、町民ニーズを的確に把握し、町政に反映させます。

－現状と課題－

◆町民の行政に対するニーズがますます複雑・多様化する中で、町民の要望に応え、行政効果を上げるためには、町民の意向を的確に把握し、町政に反映させていくことが必要です。

◆多くの町民から意見や提案をいただく広聴活動では、町民と直接対話できる行政懇談会をはじめ、郵便による質問など、様々な広聴活動を実施しています。今後も幅広く町民の意向を把握するため、広聴活動の充実が必要です。

◆本町では、町民の必要とする情報を提供する広報活動として、広報紙の発行、※ICTを活用したホームページやメール配信サービスなどにより、幅広く町民へ行政情報を発信しています。

※ICT…情報・通信に関連する技術一般の総称

－主な施策－

◆懇談会活動の充実 全町民を対象とした行政懇談会や各種意向調査、町民生活にかかる相談等、各種広聴活動を必要に応じ実施します。

◆広聴活動の充実 町民一人ひとりからの意見を得るため、広聴はがきやメール質問箱の充実を図ります。ICTを活用し、町民の皆さんから気軽に意見や要望をいただけるシステムの検討を行います。

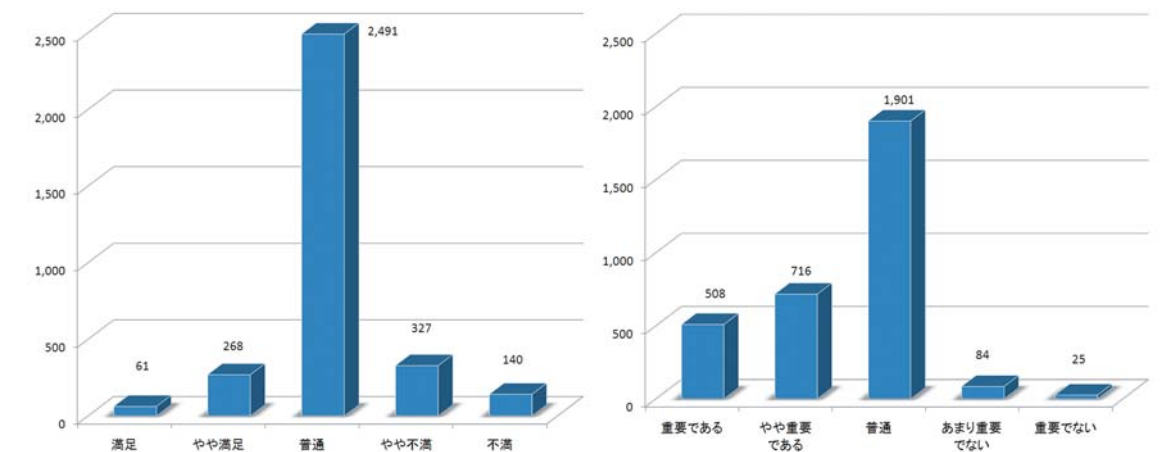
◆効率的な広報活動 広報紙やホームページなど、各種広報媒体の特性を活かした効果的

かつ効率的な広報活動を実施することにより、タイムリーで的確な行政情報の提供を図ります。特に、ホームページについては、※アクセシビリティに配慮し、掲載内容の充実に努めます。

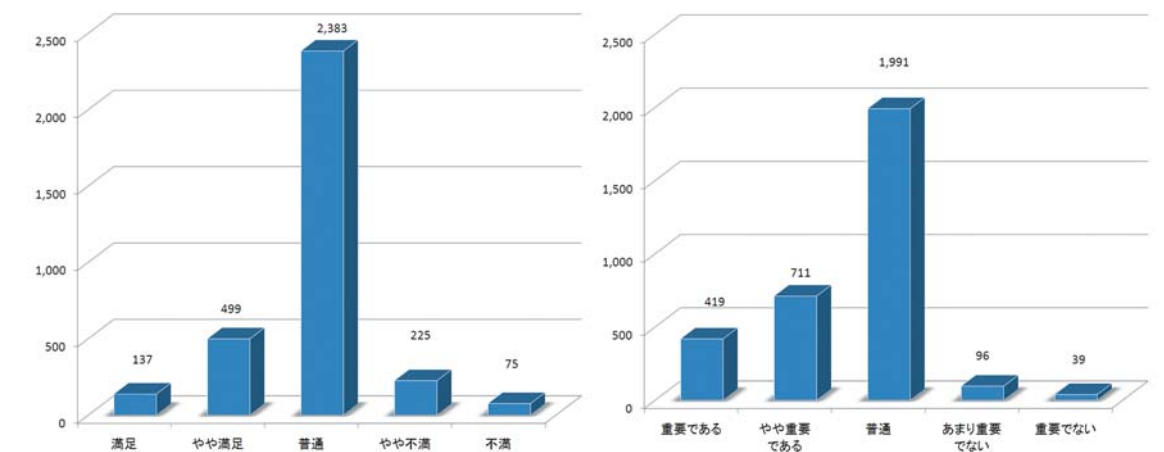
※アクセシビリティ…障害のある人や外国人など、身体・年齢・言語的条件に関わらず、ホームページに提供されている情報にアクセスし利用できる状態

－町民意識調査－

「広聴活動の充実」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が75.8%。今後の重要度では、「重要」15.7%、「やや重要」22.1%、「普通」58.8%となりました。



「広報活動の充実」については、現在の満足度「普通」と回答された割合が71.8%。今後の重要度では、「重要」12.9%、「やや重要」21.8%、「普通」61.1%となりました。





第11章 情報・行財政 第1節 職員体制の適正化

職員の適正配置や人材育成など、職員体制の適正化により、行政サービスの向上を図ります。

－現状と課題－

◆地方分権の進展に伴い、地方自治体は、地域の経営主体として自己決定・自己責任の原則のもとに、これまで以上に重要な役割を果たしていかなければなりません。今後も、行政を取り巻く環境は絶えず変化し、これに伴い、町民の行政ニーズも高度・多様化しています。

◆住民に一番身近な行政主体である町が行政サービスの提供主体となり、地域住民の意向を反映した個性豊かな地域づくりを実現するために、国や県から市町村へ積極的な権限移譲が行われているため、町が処理する事務は年々増加し続けています。

◆地方分権改革が本格化する現状においては、人材育成の取り組み次第で、各地方自治体の行政水準やサービスの質に大きな格差が生じることとなります。組織のスリム化・効率化を求められる行政には、限られた職員と財源で、より多くの専門的業務を処理し、より質の高いサービスを提供する取り組みが必要です。

◆職員には、地方分権推進の担い手として地域の課題を自らの創意と工夫により解決していく資質と能力が求められています。行政環境の変化に即応していくために、先見性を持って前例にとらわれない柔軟な対応策を見出し、かつそれを強力に推進していく能力が求められています。

◆職員は、積極的な自己変革と主体的な能力開発に努める必要があり、組織は、職員の取り組みを支援するための仕組みづくりと環境整備に取り組み、着実かつ継続的に人材育成を推進していくことが求められています。

◆効率的な行財政運営を更に推進していくためには、職員のコスト意識や職務遂行能力を高めるなど、人的資源の質的向上がより一層重要です。

－主な施策－

◆職員の適正配置 職員を計画的に採用するとともに、事務量や内容の変化に対応する弾力的な職員配置を行います。

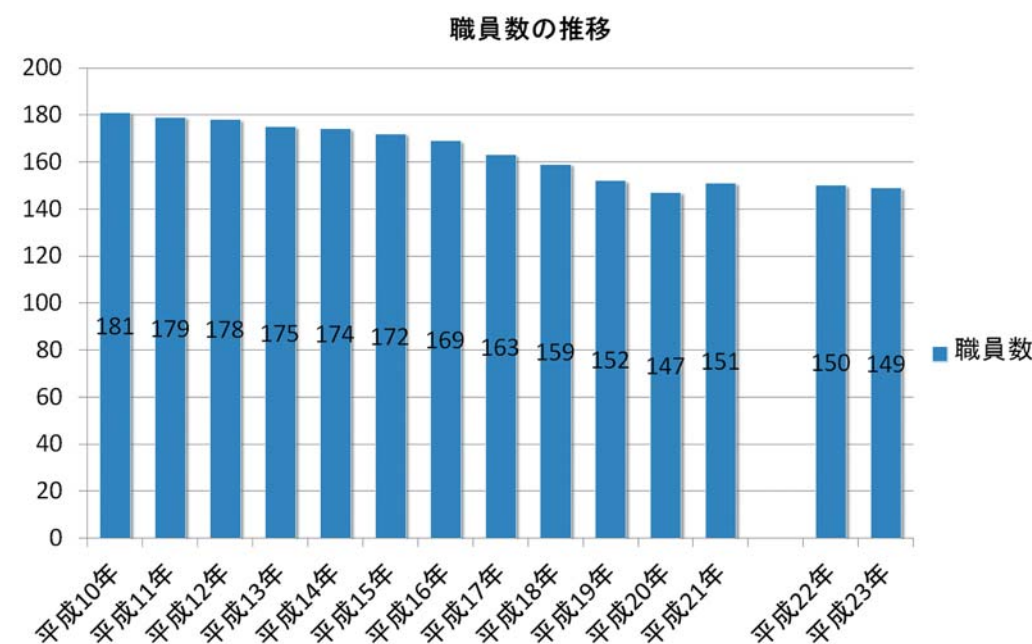
◆職員の人材育成 自立した自治体であるためには、それを支える職員を育成することが求められます。町民により良い行政サービスを提供するため、職務分野ごとに、専門知識と幅広い視野を備えた人材の育成を推進します。また、職員の主体性を活かした研修の充実を図り、能力開発を促進します。

◆啓発しあえる職場づくり 職員が自由に議論や提案ができるような職場環境づくりに努め、各職場で職務能力の向上を相互に啓発しあえる雰囲気醸成します。

◆人事評価制度の導入 職員一人ひとりの職務に対する意欲や向上心高め、職員の能力や業務実績を人事配置や処遇等に反映させるとともに、職員の人材育成及び組織の活性化を図り、住民サービスの向上につなげるための人事評価制度を導入します。

－職員数の推移－

一般会計職員のほか、公営企業及び特別会計の職員並びに板倉町商工会及び群馬県農業共済組合への出向職員を含む職員数です。平成10年4月1日時点で181人在職していた職員数は、平成23年4月1日までの13年間で、32人減員の149人となっています。



※平成21年度以前は前町長の職員体制、平成22年度以降は現町長の職員体制



第2節 財政の健全化

優先順位に基づき、財源の効果的な配分に努め、計画的で健全な財政運営に取り組みます。

ー現状と課題ー

◆歳入の多くを占める※地方交付税は、平成12年度の約24億円から平成20年度の14.7億円まで減少の一途をたどってきましたが、平成21年度14.8億円、平成22年度16.3億円と増額に転じたものの※臨時財政対策債の増発や、※財政調整基金と※減債基金を中心とした基金からの繰り入れに頼らざるをえない状況が現在も続いています。

※地方交付税…市町村間の財源（税収等）の不均衡を調整し、すべての市町村が一定の水準を維持できるよう財源（税収等）を保障するため、国税（所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税）の一定割合を再配分するもの

※臨時財政対策債…地方債の一種。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度

※財政調整基金…年度間の収入の不均衡を調整するための積立金

※減債基金…借入金の返済を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる積立金

◆主に板倉ニュータウン関連事業の借入金の返済のため、公債費が平成16年度の約8億円をピークとして毎年度7億円を超える高水準で推移してきましたが、今後、徐々に減少していく傾向にあります。しかし、近々、1市2町によるごみ処理施設の建設、1市5町による館林厚生病院の耐震工事が開始される予定であり、また、当町においても、役場庁舎をはじめとする公共施設等の老朽化が進んでいることなどを踏まえると今後も大きな負担が見込まれます。

◆※実質公債費比率については、13%前後で推移していますが、これは、板倉ニュータウン関連事業債の償還が開始したことにより、公債費が平成16年度をピークとして、依然7億円を超える高い水準にあることと、その結果として、投資的経費の抑制により新規の起債を最小限にとどめてきた結果です。

※実質公債費比率…地方債の元利償還金や公営企業における地方債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度間の平均値

◆※将来負担比率は、将来負担額の大部分を占める地方債現在高のほとんどが地方交付税算入がある起債であるため、11%前後で推移していますが、単年度あたりの公債費が高い水準にあるため、※経常収支比率や実質公債費比率が高く、財政構造の弾力性は低い状況です。

※将来負担比率…一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したもので、将来の負担額が町税等の財源の規模に対してどの程度の割合になるかをみるもの

※経常収支比率…町税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度決まって入ってくるお金のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度決まって出ていくお金に使われたものの割合。比率が低いほど建設事業などの臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す

ー主な施策ー

◆財政計画の策定 短期財政計画の策定により、限られた財源の中で、より効率的で効果的な施策への財源確保を推進します。また、第1次板倉町中期事業推進計画に基づく、中・長期的な財政計画を策定することにより、歳入、歳出のバランスのとれた財政運営を行います。

◆自主財源の確保 町民税及び固定資産税を中心とした適正な課税に努めるとともに、税金の期限内納付の周知徹底を図ります。また、滞納整理に力を入れて収納率の向上に努めます。

◆財務内容の公表 町民に本町の財政状況を理解していただくため、国の「新地方公会計制度」に基づき、一般会計はもちろん公営企業会計や特別会計等の関連団体も含めた連結ベースの4つの財務諸表[1. 行政コスト計算書、2. 純資産変動計算書、3. 資金収支計算書、4. 貸借対照表]を公表しています。この4つの財務諸表を公表することにより、本町が所有するすべての資産と債務の実態を明らかにするとともに、行財政の透明性を確保し、適正な財政運営を推進します。

第2編 基本的な考え方



第3節 情報公開と個人情報保護

情報公開制度を活用することにより、町が保有する情報を公開し、併せて個人情報を保護します。

ー現状と課題ー

◆地方分権社会の到来により、独自のまちづくりが進められる中、町政の主人公である町民の行政への参加が重要になってきています。情報公開法の施行に象徴されるように、国民の「知る権利」が確立しつつあり、とりわけ公共性の高い分野では、重要な情報は公開が当然と理解されるようになってきています。

◆情報公開条例制定の狙いには、議会におけるチェックに加えて、行政における手続き面の透明性を高める狙いがあります。重要な情報は「議会に提出すれば十分」というのではなく、住民への直接的な提供が求められています。

◆電子情報については、サイバー攻撃を受け、個人情報が流出するなどの事件が発生しています。情報セキュリティーを更に強固にすることが必要です。

◆町民の町政参画を促進するためには、町民と行政との信頼関係の維持が重要です。本町では文書管理システムの導入により、町民が必要とする行政情報を速やかに提供できる体制の整備が行われています。

ー主な施策ー

◆情報公開・個人情報保護制度の円滑な運用 情報公開制度の内容や手続き等に関する周知徹底を図るとともに、個人情報保護制度の普及・定着に努めます。

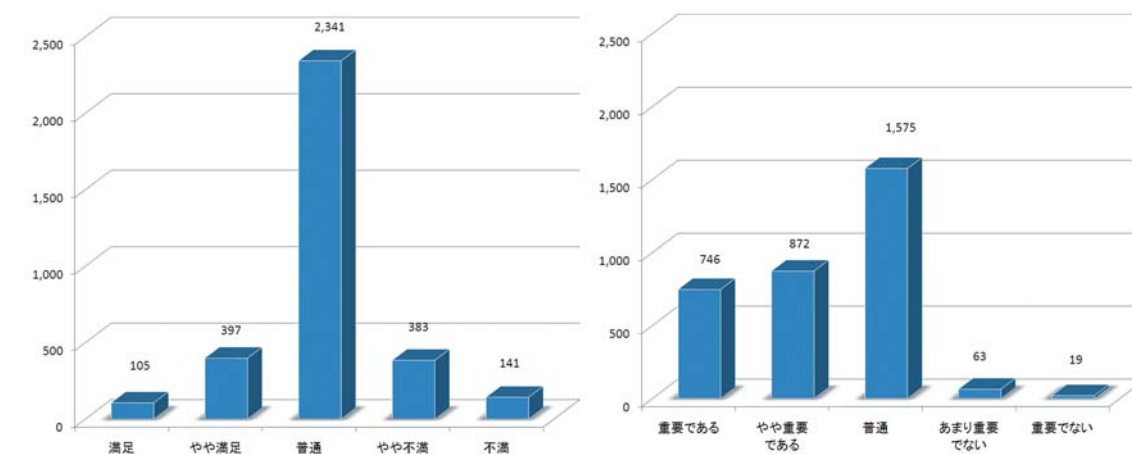
◆情報公開の推進 信頼される行政の確立と町民の町政参画を促すため、情報公開制度の活用をPRし、情報公開を促進します。

◆個人情報の管理 個人情報保護については、個人情報保護法の制定を受け、平成18年4月までに個人情報保護条例がすべての都道府県及び市町村で制定されました。本町が保有する個人情報を、条例に基づき管理することで個人の権利・利益を保護します。

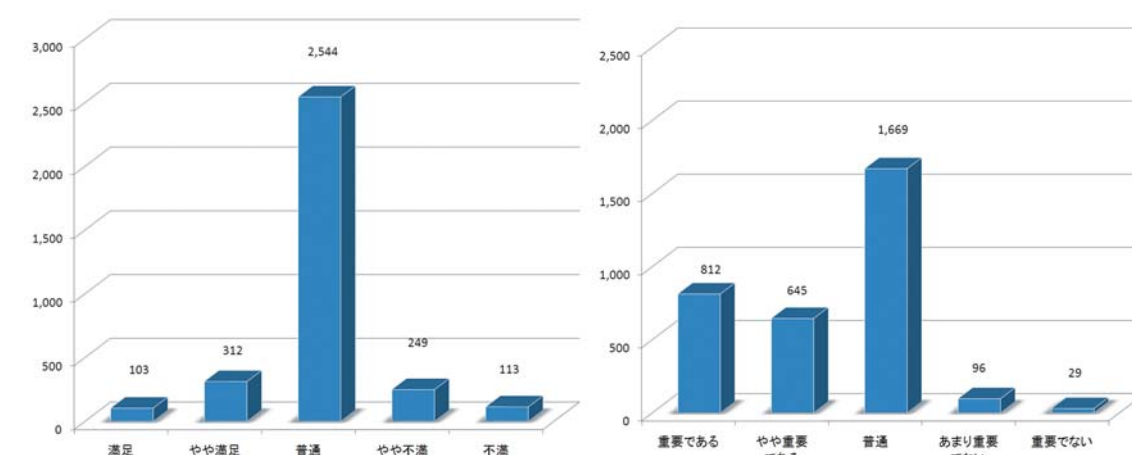
また、情報セキュリティ対策については、研修会を実施するなど、セキュリティ対策を強化していきます。

ー町民意識調査ー

「情報公開制度」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は69.5%。今後の重要度では、「重要」22.8%、「やや重要」が26.6%、「普通」48.1%となりました。



「個人情報保護」については、現在の満足度「普通」と回答された割合は76.6%。今後の重要度では、「重要」25.0%、「やや重要」19.8%、「普通」51.3%となりました。





第4節 事務の効率化・行政サービスの向上

前例にとらわれず、町民の目線で、戦略的に事務事業の改革・改善に取り組みます。

－現状と課題－

◆職員がコンピュータ機器で事務処理を効率的に行うための基盤となる、※イントラネットシステムを整備し、財務会計や文書管理、例規集などの各種事務のシステム化（電子化）を行い、事務の効率化に努めています。

※イントラネットシステム…インターネットの標準的な技術を利用し、庁舎内など、限定された範囲で構築されたのコンピュータネットワーク

◆町が行う事業を「町民にとっての効果は何か」「当初計画したとおりの成果は上がっているか」といった視点から客観的な評価・検証を行う「行政評価」を実施しています。

◆町民に親しまれ、信頼される行政を実現するために、職員一人ひとりが公務員として求められる態度、行動を自発的にとれるよう、全職員に対し、接遇研修等を実施しています。

－主な施策－

◆事務用システムの最適化 ※職員用ポータルサイトや、財務会計、文書管理、例規集などの各種事務用システムを、常に最適な状態で利用できるように管理し、事務処理のより一層の効率化を推進します。

※職員用ポータルサイト…メールシステムや掲示板、施設予約などインターネット機能を利用した総合システム

◆実施計画の策定 実施計画は、基本的な考え方で定める将来像を具現化するために、取り組むべき施策を体系的に定め、各施策を計画的に進めていくための具体的な計画です。

実施計画は、財政的な裏づけを行い、実施ベースの計画を明らかにします。毎年度ローリング方式により策定し、予算編成の指針とします。

◆行政評価の実施 限られた財源の中で、コスト意識を持つと同時に、行政活動の成果を上げるため、行政評価を行います。限りある財源をより有効的に使うために、町民ニーズにあったサービスの提供、委託などによる経費の削減など、最小の経費で最大の効果を上げられるような実施方法や事業内容の見直しを行います。

－行政評価－

本町でも行政評価制度を導入しています。前年度実施した事務事業のうち、町単独事業や補助事業であっても補助基準額を上回る事業（町の継ぎ足しがある事業）などを対象に、「改善」「統合」「縮小」「休止・廃止」「終了」「維持継続」「新事業へ」の7区分から評価を行いました。平成22年度は370事業、平成23年度には398事業の評価を実施しました。平成23年度の評価結果及び評価区分は下記のとおりです。

－平成23年度事務事業評価（平成22年度実施事務事業の事後評価）－

評価区分	説明	該当事業数
改善	事務事業の手法を見直すもの	23
統合	他の類似事業とともに事業展開を行っていくもの	0
縮小	予算・人員等の投入量を縮小するもの	3
休止・廃止	次年度、事業休止、または廃止となるもの	5
終了	事業が完了し、終了となるもの	6
維持継続	予算・人員等の投入量を維持継続するもの	359
新事業へ	次年度、新事業へ移行するもの	2
	合計	398



第5節 役場新庁舎の建設

災害時の行政機能はもとより、高齢者や障害者を含むすべての町民が快適に利用できる新庁舎の建設を検討します。

－現状と課題－

◆現庁舎は、昭和33年の建築から53年目を迎ようとしています。当然、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前の建物であることから、耐震性は低いと考えられます。したがって、人命に関わる建物被害や防災拠点としての機能を維持することが非常に難しい現状にあります。以下に現庁舎の課題を示します。

耐震性の低さや建物全体の平面的・率面的なバランスの悪さから、大地震時には破壊をおこす可能性があります。また、外壁回りのモルタルやコンクリートの剥離・剥落が全面的に見られ、落下により第三者に被害を及ぼすであろう危険箇所が多く認められます。

◆建物は全体的に老朽化が進んでおり、危険な箇所については、随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修が困難です。また、暖房・衛生・排水設備などの補修を繰り返しながら対応しており、維持管理費がかさんでいる状況です。

◆現庁舎は、建築時に比べ、行政事務の拡大などに伴い事務室の狭隘化きょうあいが進んでいます。役場機能も本庁舎・第2庁舎・西庁舎と分断されており、町民からの各種申請・申告・相談などに対応するスペースが十分確保できない状況です。更に、職員の打合せや作業スペース不足なども発生しています。また、駐車場は窓口の繁忙期や会議などの開催が重なる場合には、満車状態になり、駐車場の確保が難しい状況です。

◆現庁舎は、エレベーターや身障者用トイレの設置などバリアフリー化への対応が遅れており、高齢者や身障者への配慮が十分ではありません。

◆現庁舎は、IT機器の設置やシステム配備に伴うスペース、電気容量などが不足してい

ます。今後、高度情報化への対応がますます求められますが、情報ネットワーク環境の拡張には限界があります。

◆現在使用している約8,900㎡の敷地のうち約75%が借地であることから、多額の賃借料が発生しています。

－主な施策－

◆**庁舎基本計画検討委員会（仮称）の設置** 学識経験者や団体代表等を構成員とし、新庁舎の建設位置や規模、またどのような機能を取り入れるのかなど、新庁舎建設にかかる基本計画を策定します。

◆**庁舎建設専門委員会（仮称）の設置** 役場職員を構成員とし、執務機能、窓口機能、防災機能などの必要な機能について、より効果的、効率的に配置できるよう検討します。

◆**庁舎建設委員会（仮称）の設置** 学識経験者や団体代表等を構成員とし、庁舎基本計画検討委員会（仮称）で策定した基本計画に基づき、平成27年度着工を目指し、新庁舎の設計や建築業者等の選定を行います。